

(仮称) 石狩郡当別町西当別風力発電事業
現地調査計画に関する説明会

議 事 録

日 時：2023年10月1日（日）午後6時開会
場 所：西当別コミュニティーセンター

◎質疑応答

【事業者】 それでは、ただいまより質疑応答のお時間に移らせていただければと思いますので、大変僭越ながら、ご質問に関しまして、可能な限り、お1人1問という形で回していただくような格好を取っていただけますと非常に助かります。

というのも、例えば、1から5、10という項目になってくると、私のほうでもご質問自体をしっかり把握して回答できるかということになるかと心配しておりますので、極力、そのようにご協力いただけるようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、挙手制で質疑応答をどしどしお願いできればと思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

【フロア】 代表社員、石川公大さんとなっているんですが、これは本当ですか。

【事業者】 はい。膳本のほうも、もう私の名前になっておりますので、ご確認いただければと思います。ご要望があれば、膳本のほうもお出しさせていただければと思います。

【フロア】 あと1点だけ、すみません。

環境調査について、問合せが下請の会社になっているんですが、当然、これは合同会社が責任を持って窓口になるべきだと思いますが、その点はどうですか。

【事業者】 調査計画に関して、我々のほうに問合せをいただいてもよろしいですし、直接、オリエンタルコンサルタンツさんのほうに回答していただくと、よりスムーズなやり取りが実施できるという形で、一応、2社を入れさせていただいている内容となっております。

【フロア】 一つと言われたんですけども、私は、この事業は朝刊のチラシで、今日、この場があるということを知ったんですけども、私は、当別町民としてずっと長年ここにいますけれども、この事業は朝刊のチラシを見なければ分からなかったのであって、デジタルで朝刊を見ている人にとっては、この事業があること自体、周知されていないんじゃないかと思うんですよね。

それで、建てる場所も、割と近所のほうに建てるようになっているので、今日来てみてびっくりしたんですけども、地図では具体的に場所が特定されていないので、非常に不安があります。

それと、この事業ありきできている話をしているわけですけども、この事業自体が当別町の住民に何かメリットがあるのでしょうか、誰のための事業なのでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

【事業者】 ご質問の1につきましては、ちょっと広域化したご説明も必要かと思っておりますので、場所的な話と、あとは、すみません、チラシの周知におきましては、F会の方々及びS様を含めてやり取りをさせていただいていた中で、各新聞社の折込チラシという形でご案内を申し上げた経緯がございました。

実際に環境影響評価に基づく住民説明につきましては、当然ながら、各行政区に置かせていただいたり、公告縦覧及びこういったチラシ、また、我々のホームページ等への掲載

という形で周知を行う形を取らせていただいておりますが、今回につきましては、基づくものではなかったという我々の配慮がちょっと足りなかった部分がございます。

今後、周知の方法につきましては、しっかりと打合せを行わせていただいた上でご周知できるよう徹底させていただければと考えております。

先に、2問目の地元のメリットって何なのかというところにつきましては、我々のほうで基本的にさせていただいている内容というのが、地元の雇用というのは、特に工事側で生むものが非常に大きくて、メリットとして挙げさせていただく経緯もあるのですが、対応させていただいている内容としては、地元の方々だったり行政側と協定書で、町の催しだったりというところに、我々の風力発電事業における収益の一部を充てさせていただいたりというふうに考えております。

ただ、それはメリットじゃないというお話であればそもそもにはなるんですけども、基本、我々の考えとしてご要望があるようであれば、ぜひお聞かせいただきたいというところもございます。

【フロア】 この集まり、説明会の議事録は、後日出していただけるのでしょうか。

【事業者】 はい、もちろんでございます。

議事録は、今、こちらで控えさせていただいております。

かつ、先日よりご要望いただいております我々のホームページのほうも、本日より閲覧できるよう調整がようやくできておりますので、こちらのほうにも上げさせていただければと思います。

私のメールアドレスは記載のとおりになるのですがけれども、別途、きちんと事前にご連絡はさせていただければと思います。

【フロア】 分かりました。

【フロア】 当別町では、議会が全員一致で反対しております、この風力発電について。そして、町長も反対しております。

F会をつくって、風力発電建設に対していろんな取組をしております。それでも、1年間ほど、方法書の説明の後、何もなかったんですね。それで、どうしたことかと思っていたんですけども、石川公大さんに替わりましたよと。

M社さんのときも私は出席したんですけども、そこでものすごくたくさんお話をしたと議事録に載っているんですけども、そういった引継ぎ、M社が責任を持って対応しますと言ったことについては、石川公大さんは責任を持って対応を引き継ぎされるのか。

もう一つは、M町、東北だったと思うんですけども、今、風力発電は、地域の方の反対で、0市も撤回しましたし、撤退しているところが増えているんです。

それで、M町はメガソーラーの計画で、住民の反対運動から1億3,000万円の預託金を提供するとのニュースが流れたんですけども、そのお金はどこの会社が提供したのでしょうか。

ニュースでは、石川さんが画面に映し出されておりました。その後、地域住民、団体が、

国土利用計画法違反で告発して、23年、今年ですね、今年の4月6日に受理されましたが、その後の経過はどのようになっているかということについて伺いたいと思います。

【事業者】 まず先に、2点目からご回答させていただきます。

2点目につきましては、すみません、私も各合同会社に所属の身でありますので、各投資家、出資者及び資金提供者の上、守秘義務上、お答えができかねます。なので、2番目の質問につきましては、私のほうからの回答というのはできかねるということで、ご了承いただければと思います。

1番目のご質問に関しましては、そもそも、おっしゃられるとおり、前回ご説明をさせていただいてから非常に時間が空いてしまっており、この間というのは、我々も、対M社及びS社と、今後の事業進捗に関して相当数の協議をさせていただいております。

その中で、やはり、彼ら側の主張であったり我々の主張であったりというのがすんなり噛み合えば、物すごく早い形でこうしたご説明の場に行けたのかなとは思いますが、1年近くかかってしまい、結果といたしましては、当時、M社さんのグループ会社のW社さんという会社が土地を所有されておりましたが、こちらの土地の移転につきましても、我々合同会社のほうに移転をさせていただくという形で話が着地したと。ここで非常にお時間をいただいていたというものが正直な説明でございます。

そこに続いて、もう1点のご質問があったかと思うんですが……。

【フロア】 先に約束したことです。

【事業者】 M社さんがお話しされた内容につきましては、そこも我々として当然ながら引き受けられるもので、また、そもそもこういった調査をした中でどういった影響があるか。特に、低周波だったり、いわゆる健康被害に関するものに関しましては、影響がどのくらい出るのかについて、当然、調査の内容であったり、環境省が出している文献であったり、いろんなものを考慮させていただきつつ、そこをしっかりと判断させていただいた上で、では、どのような補償体制がそもそも必要なのか、もしくは、補償体制が必要な場合、どういった影響を緩和して対応させていただくのか、そういったところを調査結果を基にしっかりと判断させていただきたいというふうに考えております。

なので、M社さんがおっしゃった内容が全て踏襲されるべきであろうというお考えかと思うんですけども、我々としては、今行わせていただいている調査で、実際に影響があった場合に低減、回避というものがそもそもできるのか、そもそもできないのであれば、そこはどのように事業計画を変更しなければいけないのか、そういったところを全てしっかり出した段階で、皆様、住民の方々にも、準備書に移る前の段階で調査結果というものは再度お示ししようと考えておりますし、そこを踏まえた上で、それぞれ意見が出ると思うので、そういったものを勘案しながら、実際の補償体制の問題だったり、準備書の手続だったりというふうに考えております。

ご回答になっているか分かりませんが、我々はしっかりと勘案しながら対応させていただくという形で検討しております。

【フロア】 町議会が反対していることに対してどうですかという質問がありました。

【事業者】 失礼いたしました。ごめんなさい。

存じ上げております。全会一致で21年11月の段階で採択されたというニュース自体をタイムリーに私のほうでも確認をさせていただいている状況でございます。

実際にそんな中で事業としてどうなんだというお声はごもっともな状況ではあるんですが、一応、我々も、各行政団体、当別町及び北海道及び経済産業省という形で、基本的に我々として今行うものは、先ほどのオートスライドでのご説明で恐縮でしたが、環境影響評価のいわゆる現地調査の調査結果をしっかりとご説明させていただくという形でまずは話をしている状況でございます。

この中で、実際にどのような影響がある、影響がないというのは、約1年近くかかる調査項目にはなるんですけども、実際に影響がある場所に関しては、各行政団体も当然ながら一筋縄では「うん」とは言ってもらえない環境もあるので、そういったところをしっかりと示した上で協議をしていくという頭で考えております。

なので、全会一致の件だったり、住民の方々の反対を受けているという状況も重々理解はしております。

【フロア】 質問をよろしいですか。

過去において、西当別陸上発電所という名称で、これは合同会社ということで、私は以前から気になっているのは、合同会社というレベルでこれだけの事業をやるということについてどうなのかなど。今回の説明会でも全く表示されていないのは、どれだけの事業規模で考えていらっしゃるのかということが全く明らかになっていないんですね。

石川公大さんについてもちょっと調べさせていただいたら、週刊紙Sの今年の5月18日号にあなたの名前が出ていました。あなたはK社という会社の役員か何かもされているということが出ておまして、この会社は、石狩市の聚富の発電所、8基ぐらいですかね、それもおたくでやっている。それと、石狩市で同じく洋上発電所、これも2か所ぐらいをK社という名称で、石川さんのお名前ですべてされていると。

特に聚富の8基と西当別の12基を合わせると20基規模ですよね。これはいずれも、阿蘇岩山に自衛隊のレーダー基地があるんですが、そこから約3キロちょっとぐらいのところであって、この距離にこれだけの規模の風車ができると、レーダー機能がほとんど無力化されるんじゃないかというような内容の週刊紙Sの記事になっているんですね。

もう一度聞きますが、石川さんのお考えのこの事業の規模を金額ベースで言っていただきたい。

それと、その金額はどこから出るのか。合同会社ですから、出資者は明らかにできませんと恐らく言うんでしょうけれども、また別なところで調べると、石川さんは常に、S電力の絡みの事業には必ず石川さんの名前が出てくるというようなことを書いてあるものもありました。この辺についてお返事いただきたいと思います。

【事業者】 まず、D社さんの記事に関しましては、我々も抗議させていただいてる内容で、

実際に事実無根の内容がほとんどではあるので、簡単にご説明させていただきます。

まず、隣の石狩市の聚富望来、こちらの案件につきましては、全権利者さんのほうで購入させていただいたタイミングというのが、同じS氏が代表していた経緯もありまして、ここは私も関与しております。実際に聚富のほうの代表は、税理士法人のほうから出させていただいているんですが、K氏という者を置いております。こちらは謄本をご確認していただければ、逆に謄本が必要であればご提供も可能です。ここは、当然ながら、私もしっかり関与している状況となります。

次のご質問で、洋上風力につきましては、我々は一切合切関係ございません。謄本も挙げていただいて結構です。私の名前の「な」の字も出ないので、そこはしっかりご確認いただいた上で情報として出していただければと思います。

もう1点、私がいる場所にS電力さんとおっしゃるんですが、事の始まりというのが、業務委託上、開示をさせていただいていますが、M社さんが茨城県でS電力さんと営農型と言われる事業、下で農業をしながら上で太陽光の発電をする事業をご一緒にやられているという経緯から、その後、当別町の全会一致の町議会の可決があった後、Tさんという今も大臣をされている方に、当別町長と町議会議長がご訪問されている記事も当然ながらご存じかと思います。その際に、経済安保上の理由から、S電力さんとのつながりがあるという表現をされておりますが、こちらに関しましても、正直、我々としては事実無根であり、実際に我々の出資者ないしは今後の投資家という部分でS電力さんを迎え入れるという計画に関しましても一切ないということになりますので、今後につきましても、S電力さんの問題というのは我々とは全くもって関係ないことを再度誓約させていただきますので、そのご質問に関する重複内容は控えていただきたい。

基本的にはこのような回答となりますが、全くもって、S電力に関しては我々とは全く関係ないので、そこはしっかり、これは当時の説明会のときからもお話しさせていただいているんですが、そこにつきましても何度も同じ質問が飛ばないようにご配慮をいただきたいと思います。

【フロア】 じゃ、出資者は明かにするんですか、最終的に決まったら。できないんでしょう。

【事業者】 できる、できないでいくと、できる会社さんもあります。そして、できない会社さんもございます。

【フロア】 合同会社のままじゃできないでしょう、それは。

【事業者】 そういうわけではなくて、合同会社になっている理由というのは、よく倒産隔離というお話をお聞きされるかと思うのですが、もう1点は、資金調達のしやすさということがございます。

これはなぜかという、将来的な2030年のエネルギーミックスであり、50年のカーボンニュートラルであり、非常に重要視されている兼ね合いから、再生可能エネルギーに対する融資というのは非常につきやすくなっています。また、倒産隔離というお話をさ

せていただくのですけれども、各事業会社さんが本業と再エネ事業とで切り分けを行っている関係から、非常に安定した売電、これは固定価格買取に限るお話ではあるのですが、昨今ですと、固定価格買取にこだわらず、いわゆる通常の電気をつくって需要家に売るといふ、非FITという言い方をさせていただくんですが、そういった対応というのでも将来的に非常にニーズがあると言われておりますので、そうした意味では、SPC、我々のような合同会社単体でもある程度の借入れができる状況で、そこには、プラスアルファで出資が入ったり、匿名組合の場合は今ご指摘のように開示することができない契約という形になってしまいます。ただ、匿名組合の出資ではなく100%持ちますという方々がいらっしゃった場合には、その方たちは大体お名前をお伝えするという経緯もございます。なので、一概に出資者を言う、言わないという話にはならないかというふうに思っております。

あとは、出資者と言われるのは、いわゆる投資家さんというお話にもなるのですが、こういった合同会社に関しては、出資者が一部負担をして、残りを日本の各金融機関さんから調達して事業を行うというケースがほとんどでございます。

なので、金融機関名は、各銀行さんに名前を出していいかというご相談はできる状況ですので、その方向性によっては周知ができますので、そうした流れをご理解いただくと非常にありがたいです。

【フロア】　じゃ、事業規模を教えてください。

【事業者】　事業規模につきましては、一概に言えないんですが、大体3から400億という想定で考えております。

昨今のロシア、ウクライナ問題も当然絡んできてしまうのですけれども、世界的に材の高騰ということで、風車製品であったり、導線であったり、鉄材とか半導体を含めたところ、こういった資材が非常に値上がっている状況でございます、それによって事業費というのかなりなぶれが生じてくると。

さらに言ってしまうと、風車というのは、日本メーカーさんもあるのですが、ほとんどが撤退している状況下で、基本的には海外製のものになります。我々の事業計画でお話しさせていただいているのは、アメリカのG社のものを採用しようというふうに考えているんですが、中には、ヨーロッパ製のB社、S社、もしかしたらお聞きされたことがあるかもしれないですが、こういった海外製のものと、当然、日本に持ってくる際に、為替の問題でもととの仕入れ価格ががらりと変わるところもございます。ましてや、今のような円安市場になってきますと、非常に跳ね返ってくるところもございますので、そういう意味では、具体的な事業計画、事業費というものが大きくぶれる状況もあるので、今のようなご回答が限界かなというところになります。

とはいえ、準備書などで事業計画や場所がしっかり確定となった段階で、ある程度ご開示できるものはしていきたいと考えておりますので、引き続きお願いできればと思います。

【フロア】　議事録等が公開されるということなんですけれども、当然、プリントアウト

できる状態ですね。

【事業者】 そうですね。プリントアウトできるように、ホームページ作成会社に確認しますが、問題ないと思っています。PDFになろうかと思うんですが、きちんと出力できるようにいたします。配ってもいいですけども、そちらのほうが分かりやすい方もいると思うので。

【フロア】 こんばんは。

S町内会風力発電所問題特別委員会専門部会のDと申します。よろしくお願いたします。

石川様、K様、それからI様には、7月24日にS町内にあります町内会館で今日に先立つご説明をいただいておりますが、それからしばらく時間がたちました。

まず冒頭に、質問は1人1問ずつでご協力願いたいということでしたけれども、今日は9時までたっぷり時間を取っていただいておりますし、私どもも大人ですから、ほかの方々への質問の配慮は皆様できると思います。また、住民説明会は、あくまでも私たち住民が皆様に質問する場ですので、そういう意味では、どなたが何度でも、同じような質問であっても質問させていただくような形で進めていただきますようお願いいたします。

【事業者】 おっしゃるとおりでございます。1人1問しか駄目というお話に聞こえたのであれば、ごめんなさい、大変失礼いたしました。1人の一問一答でぐるぐるまわしましよという意味合いでおりました。

というのは、僕も頭がいいほうではないので、一気に質問されてしまうと、聞き返し、のようになってしまうので、それを危惧しただけのお話です。すみません。変なふうに捉えられていたようであれば、大変失礼いたしました。

【フロア】 それでは、お言葉に甘えて、マイクが回ってきたので、三つほど順番に質問いたします。

全てお伝えすると私自身も忘れますので、一問一答でお答え願いたいと思います。

まず最初の質問ですけども、本日、この説明会の画面が音声ガイダンスという形で行われました。私自身は、こういう形の音声ガイダンスというのは初めての経験だったのですが、どちらのご提案でこういう形を取られているのでしょうか。

【事業者】 このたび、自動音声を採用させていただいた理由は、当然ながら、我々も、マスク越しであったり、かつ、環境影響評価をやられてるオリエンタルコンサルタンツさんの、これは地声の話になってしまうのですけれども、自動音声のほうが聞き取りやすく我々のほうでも協議しながら、データを確認させていただき今回採用させていただいたのですが、お気に召さなかったということであれば、すみません、しっかり地声でご説明をさせていただきます。

今回、そういった試みの中で、聞き取りやすい音でということをお我々のほうで考えた結果ではございました。

【フロア】 分かりました。

確かに、優しい、やわらかい女性の声ですけども、少し無機質な感じで、説明会とい

うのは、ある意味、対面で事業者様のお気持ちを声に乗せて私たちに説明してくださる、その事業者様のお声のお気持ちを私たちが受け止める、そういう場だと思うんですね。

確かに、聞き取りやすい、聞き取りにくいというご判断はあったかもしれませんが、ただ、どうでしょうか、私自身としては、どんなに聞き取りにくい声であったとしても、やはり肉声できちんとお気持ちを乗せた上でご説明していただきたかったというのが正直な気持ちです。

ですので、もし次回、またここでも、ほかの場所でも、そういうことがあるのであれば、十分にその点は踏まえていただきたいというふうに感じています。

【事業者】 かしこまりました。徹底させていただきます。大変失礼しました。

今後は、きちんとご説明させていただければと思います。

【フロア】 それから、二つ目の質問ですけれども、先ほど会場の中から、この当別町では、議会でも反対をしている、それから、町長様も同様の意向で意見を上げてくださっている、町民もたくさんの方たちが反対している、そういう現状をどのように踏まえていらっしゃるのですかというご質問があったと思います。

今回、この調査をするに当たりましては、期間も含めて相当のお金がかかってくると思うんですね。具体的な金額は答えられないかもしれませんが、普通、一般的に考えると、こんなに反対している町でそれを無理やり前に進める、それにたくさんの諸費用をかけてでも進める、それには、さらに前に進めるだろうという目論見とか見当がなければ、普通、一般的な民間の考えでは到底採算が合いませんから、そこをどのようにお考えかなということ、多分、ここにいらっしゃる方は皆さん感じていると思うんです。もちろん、細かい金額までは無理だとしても、この調査にかかる費用の相場を教えてくださいませんか。

【事業者】 費用の相場は、大変申し訳ないんですが、なかなかお伝えしにくい箇所がございます。申し訳ないです。

というのは、発注先であるオリエンタルコンサルタンツさんも同席の上、当然ながら、もろもろの守秘義務というのは契約上も交わしている手前、そういった金額感の部分に関してはちょっと控えさせていただきたい。

ご質問の意図として、なぜ町も全会一致の状況下で、地元の方々も反対をされているのに事業をしているのかというご質問なんです、ここにつきましては、我々としてというお話と、他事業者ですね、先ほど0市の例があったので、そこを例えに会話をさせていただければと考えております。

我々といましては、まず、今ご説明させていただいている調査自体、当然ながら、全て完了している状況ではございません。実際に調査をするには、確におっしゃられるとおり、お金がかかります。ただ、そのお金を払ってでも、調査で中身を確認するという作業に関しましては、絶対的に、我々が事業を行う上でということもあるんですが、相対的に影響があるなしというところの考えも含めて、この調査自体を行わなければ、結局、

それもありなのか、なしなのかというところすら判断できない状況です。

その中で、2点目の方向の話になってしまうのですが、例えば、0市の場合というのは、当然ながら、住民反対があったというお話は私の耳に入っています。ただし、0市長がお話ししていた内容というのは、あそこは国立公園を含めた非常に難易度の高いエリアで、その中で希少猛禽類、0市長は4点ほど、ごめんなさい、4点を全部覚えているわけではないんですが、指摘をされております。事業者のほうでは、結果としては、現地調査を行ったものの改善ができなかったということで、ここではあまりバイネームでは言えないですが、0市での事業計画を取り下げた経緯に関しては各々の考えがあるのかなというふうに考えております。

なので、我々としては、実際に町長意見、知事の意見、経産大臣の勧告という形で書類をいただいている状況下で、どこまで行きますとも、今回調査をさせていただいた中で、本当にどのような状況があるのかということをしっかり見定めたいと我々は考えています。その中で、実際に事業が可能な実施区域となるのか、そこを低減しなければならない話になるのか、そうしたところを我々含めてしっかり検討する必要があるというふうに踏んでおります。

回答といたしましては以上となります。

【フロア】 あと二つです。

冒頭の説明で、今回、M社ではなくなったというときに、目に余るという言葉をお使いになったんですね。M社は目に余るからと。私の記憶では、2021年10月に、ここと同じ建物の体育館に200名以上の方が集まっての説明会のときに、石川さんもその場にいらして、M社の皆さんと同席しておられたと思うんですが、目に余るという言葉に私自身は少し違和感を感じます。どこか他者というか、自分とM社を切り離すような言い方なんですが、そのところについて何かコメントはありますか。

【事業者】 目に余るというのがあまりいい響きの言葉ではないのは重々承知しております。2021年10月の説明会の段階及びその翌月、翌々月の意見交換を含めて、私も出席できてないところもあるんですけども、そこまでを指しているのではなく、その後のやり取り上で、ここは具体的な話まではなかなか難しい部分もあるんですけども、我々との協議の中で、意図せぬというよりは、我々の指示に従わずという表現のほうが合っているかと思いますが、結果としては通告し切り離してしまっているんですが、どちらかという、今回、前回ご説明させていただいてから1年半近く、もろもろ調査計画の仕切り直しをかけるまでに時間を要してしまっただけなんですけれども、その間に起こった出来事を、私も感情的な表現を使って申し訳なかったんですが、さほど、それを主張してああだこうだと言うつもりでの表現ではございませんので、ご了承いただければと思います。

【フロア】 これで終わりますが、石川さんは、最初からとてもお話が、滑舌というか、立て板に水のようにいつもお話しされて、どのような質問をしても、それに対していろんな形で球を投げ返してこられるんですけども、最初の音声ガイダンスのときにもお伝え

しましたけれども、私たちは、こういう事業をするときに、相手の方と本当に信頼関係を結べるのかどうか、相手の方がどういう方でいらっしゃるのかということをお聞きしています。

それで、お会いするときにも、皆さんの答弁をお聞きして、その方が一体どういう方で、そして、本当のことを話してくださっているのか、たくさん話してくださっているけれども、本当のことは語っておられないのかということは、私たちもそれぞれ大人ですから、いろんなことを感じながらお聞きしたいと思います。

冒頭に申し上げましたけれども、ぜひ多くの方々からの質問をそのままお聞き取りいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事業者】 かしこまりました。

【フロア】 最初に質問をした後で、回答にちょっと納得できなかったもので、もう1回話させていただきます。

今日、私は初めて来ましたが、調査では生き物ばかりでした。それで、当別町のメリットをお聞きしたときに、建てているときの雇用の話が出てきましたけれども、何の施設にしても、建てたらそれでおしまい、その後の仕事はありません。それに、この事業自体が、原発と同じで、当別町民を犠牲にして誰が儲かるのでしょうか、これは国策なのでしょうか、そのところを聞きたいです。

【事業者】 まず、工事側の雇用のお話は一例としてさせていただきましたが、当然ながら、維持管理に関しましても、基本的に電気事業をやられている方であれば対応されるケースというのもございますので、工事が終わったらそれで終わりということの回答一本という話ではございませんので、ご了承いただきたいです。

今ご指摘いただきましたが、今回の発電事業は誰が売電事業として収益を取ってというお話に関しては、我々、合同会社でございます事業者側で、当然ながら、かけた費用に対する売電収入での返金及びそこからの利ざやということで事業をさせていただく、いわゆる固定価格買取制度と言われるもので対応している状況でございます。

2点目のご質問に関して、国策というお話がございましたが、基本、この再生可能エネルギー事業におかれましては国策です。なので、国として、もともとは2011年3月11日の原発問題から、一旦、全国の原発を停止しました。そこで、電気が足りなくなるという事象も併せて起こっております。それを、当時の経産大臣を含めて、こういった再生可能エネルギーに、海外の事例も捉えながら施策を打って、固定価格買取制度をスタートしたという経緯が2012年となります。あとは、インターネットのほうが詳しい情報が書かれているかと思いますが、回答とさせていただければと思います。

【フロア】 当別町M町のSと言います。

今日、私がここに来たのは、まず、事業体制が変わったということについて、どうしても理解ができなくて来ました。何人かのご質問の中でも少しは見えてきたのですが、そもそもM社の説明がずっと私たちに対してあったわけで、私たちが主体的にやっていく事業な

んですというお話で進んでいたもので、あれ、業務委託だったのかと、まず、そこから全然理解が違ったのかというまず驚きです。なぜ委託という形を取ったのかということと、それなのに、今回、業務委託を解除したと。それはどういうことかという二つの疑問が出てきてるわけです。

そして、今のお話の中で、実は指示に従わないようなことがあったのだということがあって、今回、契約を解除したのだというふうに聞きましたが、そうしたら、一体どういった中身で指示に従わなくて契約解除になったのか、そこは大きく疑問がまた膨らんだわけです。

というのは、今までM社でいろいろ、こういうことについてはこうしますよ、こういうことについてはこのようにしますよという説明を受けてここまで来ているのに、それがよくなかったからではないか。先ほども全て引き継ぐわけではないということもおっしゃられたので、ますますその不安が高まったわけです。

なので、まず最初に、業務委託という形でやっていたという話を私はあまり聞いてなかったなということと、なぜ業務委託という形を取ったのか、そして、なぜ、今、業務委託を解除したのか、そこをまず説明していただいて、そして、指示というのはどういった類いのことで、法令違反があったとか、そういった重大な問題があったのか、あるいは住民に対する説明がこれでは駄目だということがあったのか、その辺ぐらいはお答えいただけるかなと思うので、お願いします。

【フロア】 関連ですが、M社の名前で土地を購入していますよね。単なる業務委託会社が用地を購入するというのは、非常に奇異なことで、その辺はどう考えても納得しづらいので、その辺についても一緒に回答願います。

【事業者】 まず初めに、M社が業務委託者という形での説明ではなかったのではないかとこのお話につきましては、ご説明上は、発電事業会社、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所での会話はさせていただいておりますが、当然ながら、司会進行を含めた対応を彼らに委託させた我々の責任におきまして、そのようなご判断に至ってしまったところにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

実際に業務委託の中身、内容に関しましては、細かいところまでのお話は難しいんですけども、法令違反という部分はございません。彼らに委託していた業務の大枠というのは、先ほど申しました土地の取りまとめ及び環境影響評価のいわゆる外部コンサルへの依頼という形で対応していただいている経緯がございましたが、具体的に法令違反等という話ではないのですけれども、我々が考えている、思っている想定スケジュール、進捗、そういったものがずれにずれしてきたということが事の発端です。その中で、実際に説明の場にも進行側で同席させながらお話を聞いている状況ではあったんですけども、住民の方々との衝突を含めた話というのが非常に目立ったということが、我々が通告を出した主な理由となります。

その業務委託先が土地を取得するのはどうなのだというところにおきましては、当然な

がら、委託契約上及び地上権ないしは一部所有権という形で権利の設定を想定している手前もでございますので、そこら辺に関しては、特段、別に何か変な話では全くなくて、細かいところと言ったら誰がというのは私も分かりかねてしまいますが、全国的にはこういった形で、地主さんは別会社さんがいて、ないしは別個人の方々がいて、そこに発電事業者が地上権ないしは所有権という形の権利を設定するというのは、至って通常の事業計画の進め方でございますので、何らおかしいところではございません。

【フロア】 それは納得できませんね。単なる委託契約者だから切ったということでしょう、M社さんを。

【事業者】 先ほどのご回答とかぶってしまうんですけども、結局、我々が委託していた内容というのがございます。主なお話というのは、先ほど申し上げた土地の取りまとめ、環境影響評価です。実際の環境影響評価につきましても、N社さんという、前回、1度か2度、説明会の場にもご出席していただいた業者さんがいるんですが、正直、M社さんやS社さん、N社さんの業務内容及び業務のスピード、進捗スケジュールのところでは我々の求めているものとは大きく乖離が出た状況があったため、解約に至る協議というのを1年近くかけてして、解除させていただいたという形です。基本的には双方合意解除の下で行っている内容であるので、一方的にぱんと通告して切りましたという話ではございませんので、ご理解いただければと思います。

【フロア】 私の質問に全然答えていないでしょう。私が質問したのは、M社は単なる委託業者だよということを言っているながら、M社は事業主体であるかのように土地を取得しているわけですよ。土地を取得している。それは、今度は合同会社が前面に出てやるんだということで同会社に土地の名義変更をしましたよね。しましたよね。

【事業者】 はい。

【フロア】 つまり、責任と権限のあるところに土地が、個人の土地であれば地上権設定というのもありますけれども、どちらにしても権限を移譲するわけですよ。単なる業務委託者にその権限を委ねるとするのは非常に奇異ですよ。そのことについて聞いているんです。

【事業者】 再度ご説明させていただきます。

彼らが土地の所有権を持たれた際に、同時に我々は地上権の設定権利を取らせていただいています。なので、彼らに所有権移転のみで我々発電事業者側が何の権利も設定せずというお話では全くないです。今回、業務委託の解除によって、彼らが持たれていた所有権そのものを我々のほうに移転させていただいたという経緯でございます。

【フロア】 我々って、誰なのさ。

【事業者】 すみません。事業者です。合同会社です。

では、合同会社ときっちり主語をお伝えして話させていただきます。

【フロア】 じゃあ、下請だったわけですか、M社は。

【事業者】 そうなりますね。

【フロア】 だったら、最初からあなたが出てくればよかったですよ。

【事業者】 そうですね。すみません。おっしゃるとおりです。

【フロア】 常にそういうやり方をしているんでしょう。それも書いてありますよ。

【事業者】 常にではないんですけども……。

【フロア】 石川さんのやり方をして、ころころころころ運営会社を替えたりして、わけを分からなくするというのがあなた方の常とう手段だと書いていますよ。

【事業者】 そうしたら、そこは全く関係なく、運営会社自体を変更したことというのは一切合切ない認識なのと……。

【フロア】 最終的にはまたどこかの株式会社に替わることもあるのですか。

【事業者】 そこは、正直、ないとは言い切れないというのが、実際に今の合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所自体が全くの第三者に替わるということはそもそも想定しておりません。ただし、出資者であったり金融機関さんのローン借入れというのが、最終的に売電を開始する、要は事業が成立したときというのは、当然ながら出てくるであろう。その中で、名前を開示できるもの、できないものは当然ございますので、開示できるものに関しては開示させていただきたいですし、開示できないものに関しましては、そのようなご回答になってしまうのかなというのが先ほどのご説明でございました。

【フロア】 我々というのは、K社じゃないんですか。

【事業者】 ちなみに、K社というのは僕の委託先ではないんですけども、それはKさんのところですよ。

なので、謄本をしっかりと、情報をしっかりと見ていただいた上でやり取りをさせていただいたほうが分かりやすい状況でございます。まずはご確認いただいたほうが非常に分かりやすいと思います。

【フロア】 あなたはK社の社員じゃないんですか。

【事業者】 私はK社の社員じゃないです。

【フロア】 それじゃ、週刊紙Sが間違っているんだね。

【事業者】 なので、誠に遺憾だというのはそういうところで、事実無根の話もそのように書かれて、今お話しされたようなリアクションをされる方も非常に多いので、我々としても抗議を出させていただいていますというのが冒頭の回答でございます。

【フロア】 質問ではないんですけども、当然、重い機械、重機が入ったりして、道路を整備しますよね。そのときに森林を伐採しますね。しますでしょう。根っこから取っていくんですか。あるいは、切り倒すんですか。

細かい話なんですけれども、地耐力ってご存じですよ。実際に地面がどれくらい重いものを載せたら壊れてしまうか、倒れてしまうか、あるいは流れてしまうか。森林というのは、人工林と昔から生えている森林とでは、当然、地耐力に差が出てくるんですよ。大きいものを運ぶためにダンプが通る、大きい重機が通るということで、道路をつくった時点でその森林というのはもう死んでいるようなものなんです。その上に巨大な大きいも

のをつくって、それがぐるぐる回って、地震か何かの瞬間に倒れて下の人に被害が出たとしたら、死んだ人に1人1億円出してくれますか、1兆円出してくれますか、出せますか。そういうことなんです、物をつくるということは。事業を始めるということは。そういう覚悟があるかということなんです。一人一人、皆さんに1,000万円ずつ払ってもらえますか、保険代として。できますか。皆さん、要らない、嫌だって言っているんだから、なんで嫌なところにそういうものをつくるのか。

そういうのは、政府だろうが、CO₂フリーだろうが、そんなことは関係ないんですよ。住んでいる人たちを大事にするかしないかだけの問題なんです。そういうものを、大消費地の関東地方、関西地方だとか、そういうところに住んでいる人のためにどうして当別の人が犠牲にならなきゃいけないんですか。その理由をちゃんと説明して、納得するように言ってください。

【事業者】 ご回答させていただきます。

ご意見だとは思いますが、基本的に第三者が被害を被るような公共的な災害に関しましては、当然ながら、第三者保険等でしっかり対応を施しております。ただ、そうならないように、いわゆる行政基準、これは国を含めて基準というものを設けている状態で、そこにつきましては、しっかりした協議及び地盤に関して、地耐力のお話も出ましたが、当然ながら、地盤が弱い箇所に、事前にボーリング調査及びサウンディング調査をして、地耐力がないところに基礎を設けて風車を建てるなんてことは一切いたしません。

なので、選定場所におきましては、各行政側と各法規制にのっとった協議を行って、机上のもの及び実際に試験を行ったもの、そういったデータをしっかりご提示しながら対応させていただくところがございますので、はなから地耐力のない場所に風車を無理やり建てて、地震で倒壊するようなレベルというのは、そもそも根底から違いますというお話でございます。しっかり行政協議を行った上で法的解釈をいただき、協議結果を基に着手するというのが我々の考えでございますので、ご了承いただければと思います。

【フロア】 今の方の質問とちょっと関係してくるんですけども、土壌を一旦壊したら、何年で回復できると思いますか。ちょっと言ってみてください。

土壌を壊したら何年で回復できると思っているんですか、あんたたちは。

【事業者】 土壌を壊すというのは、いわゆる造成工事のように、山を切り開いたり、例えば伐採のみではなく伐根も含めてですか。

【フロア】 それも含めて、流出したりして。

【事業者】 流出というのは土砂の流出のお話かと思うんですが、基本的には、例えば、林地開発許可というものを国の林野庁が定めて、法定として、5,000平米以上の造成をする場合には必ず林地開発許認可を取りなさいとか、行政区によっては併せて大規模開発許可を取りなさいとか……。

【フロア】 それは知っているの。だから、あなたに何年かかったら回復できるかって聞いているんですよ。

【事業者】 その何年というのが、いわゆる木々が生える年数をおっしゃっているのか。

【フロア】 土壌回復。木々なんかじゃないって。

【事業者】 土壌回復というところ……。

【フロア】 あんたね、F先生の学説、本を読んだのか。「D」という本を。

【事業者】 私は、すみません、ちょっと確認しておきます。

【フロア】 だから、駄目だって言うのさ。

【事業者】 F先生……。終わりましたら、ご教授いただけると助かります。

【フロア】 回復するのに100年から1,000年かかると言っているんですよ。

【事業者】 そうですね。森林を伐採ないしは抜根したのを、苗木を立てて今の森林に戻すとなると、おっしゃられるとおりでと思います。

【フロア】 どうするの、これ、100年。風車を建てたらどうするのさ。あんたたちが撤退した後、100年たって、我々が死んだ後、回復するまで。

【事業者】 基本的には、我々の風力事業自体の固定価格買取期間が20年間という形になっております。この20年後は、このエリアで言ったら、北海道電力さんとか、各主要電力会社さんが引き続き電気を買いますという形もあろうかと思うんですが、そういった内容で、継続して電気を買いますという需要家の方々がいないようであれば、原状回復をさせる形として、風車を撤去し、当然ながら、必要な防災対策というの、行政指導上、対応させていただきます。

まだ林地開発に関してお話をさせていただいているわけではないので、一概には言えないんですが、中には、原状回復時に植林ということと言われる行政区も当然ございますので、そこは協議次第になろうかと思いますが、基本、原状回復という形で風車を撤去すると。

【フロア】 原状回復に100年かかるんだよ。あんた、100年かかるものをどうやってやるの。あなたのような無知と話をする気がしないから、次に行きます。

地球温暖化防止ということが盛んに言われているんですけども、森林を伐採して炭酸ガス、森林を伐採することによって、どうして地球温暖化ということを行っているんですか。森林を伐採するんでしょう。

【事業者】 そうですね。搬入する箇所につきましては、森林の伐採ないしは伐根もあり得る事業計画ではございます。

どれくらいの幅を造成するのだ、切るのだと言われますと、すみません、今の段階ではちょっと明確なお答えができません。

【フロア】 先ほど、撤去すると言いましたよね。撤去する費用はどうするんですか。

【事業者】 撤去費用は積み立てます。

【フロア】 積み立てる。

【事業者】 はい。今、経済産業省のほうでも、太陽光に関しては実際にスタートしているんですが、風力とか地熱とかバイオマス、そういったところにも強制的に積み立てる形

ということで、今、経産省でルール化に対応している状況でございますので、将来的には、積み立てる、ないしは、出資者側、投資家側、そういったところでのしっかりした与信があれば、経産省を通じず、積み立てじゃなく、自社積み立てという形も考えられるとは思いますが。そこはしっかり、ルールが固まった段階でご説明させていただければなと思います。

【フロア】 それから、こういう住民説明会のことを新聞などの報道機関に開示しないというのは、住民と事業者の間の信頼関係が非常に損なわれると思うんですよね。なぜ報道関係者に開示しないのか、そここのところを言ってみてください。

【事業者】 一言なんですけれども、我々の企業方針上としかお答えするすべがないです。

【フロア】 企業方針というのは、どういう方針ですか。

【事業者】 企業方針としては、メディアは一切受け付けません。以上となります。

【フロア】 なぜ受け付けないんですか。

【事業者】 なぜと申されましても、先ほどのD社さんのように、事実無根で好き勝手という話になってくると、我々としてももう手がつけられない状況になってしまうということを想定しております。なので、一概にそういう話を言っているわけではなく、事業者としてという立ち位置でいくと、企業方針上はメディアは一切受け付けませんというお答えになります。

【フロア】 そういう姿勢だから我々が不信感を持つんですよ。不信感だらけで、ますます不信感が出てきます。あんたの言っていることが信用できない。

【フロア】 S町内に十七、八年住んでいますNと申します。

二つほど、石川さんへの質問が一つと、オリエンタルコンサルタンツさんへの質問が一つです。

石川さんには、出資者ですとか金融機関とお話しされている際に、当然、事業計画というものを提示されているかと思うんですが、その中に、こうした反対の声が強い地元から賛同を得るための方策として一体どういうことを記述されているのか、また、そういう記述自体があるのかどうかということをお聞きしたいです。

もう一つ、オリエンタルコンサルタンツさんには、今回の環境調査については、第三者として評価をされる立場なのかどうか。もしそうであれば、その中立性をどう担保するのか。または、合同会社さんの代理人という立場でどう環境基準をクリアするか。そういったところでコンサルタントとして入るのかどうか。こうした反対の声が強い中で、調査結果について住民理解を得るためにどういうことをお考えになっているのかということをお聞きしたいです。

【事業者】 まず最初に、私への質問につきましては、今、我々の資金で事業を行っている状況でございます。出資者や金融機関との協議というのは、まだ始めていないです。

というのも、今、環境影響評価を含めて、それ以外のいわゆる他法令と言われる分野でも、林地開発が必要だったり、いろんな法規制というものが絡んできます。そこがきっち

り必要許認可を取ったりというステージに上がらないと、当然ながら、金融機関さんを含めて協議の母体には上がってこないという経緯もございます。

そういう意味では、そこまで我々の資本でしっかり行っていく、資本という言い方は変ですね、我々の資金でしっかり行っていくというところで対応している状況でございます。

まず一つ目へのご回答は以上ですが、続きまして、オリエンタルさんから。

【オリエンタルコンサルタンツ】 二つ目のご質問に関しまして、オリエンタルコンサルタンツから回答させていただきます。

まず一つは、第三者的な立場で業務に臨むのかというお話でございますけれども、我々建設コンサルタントにつきましては、建設コンサルタント協会におきまして倫理要綱というものが定められております。その中で、建設コンサルタントというのは第三者的な立場で公共の福祉に資するということをうたわれておりますので、そういった立場で業務に臨む予定でございます。

二つ目は、基準等を超過した場合にどのように考えているのかというお話であったかと思えます。基準を超えるような予測結果が見られた場合には、環境保全措置というものを検討いたします。できるだけ影響を回避低減できるような形の対応策を我々で検討いたしまして、事業者さんのほうにご提案差し上げるということが我々の仕事かと思っております。

最後に、住民の方々のご心配がある中でこの調査をどう進めていくかというところでございますけれども、これは我々の独断で決められるものではございませんが、例えば、調査を行っていく中である程度結果が取りまとまった段階で皆様に結果をご説明するとか、そういったことを事業者さんと相談しながら対応させていただければというふうに考えてございます。

【フロア】 風力発電によって健康被害が生じるということが発生することを知っていますか。

【事業者】 実証された事例というのは、海外のものも含めてデータがあまりないとは伺っています。風車病とか風力病というのは、当然ながら、検索上はございます。

【フロア】 私どもが聞いているのは、I市に住んでいる方に、I市に風力発電がたくさんありますね。そんな中で、耳鳴りだとか、そういう被害が出て住めないということで移転した人もあるというふうに私は聞いております。そんなようなことは聞いていませんか。

【事業者】 そのような話は、すみません、まだ私の耳には届いていない状況になります。

【フロア】 もしそういうことがあった場合に、あなたたちはそのような土地に住めますか。当別町に住みますか。

【事業者】 ある前提の話でということに我々はなかなかお答えしづらいのですが、基本、低周波及び超低周波プラス騒音という部分につきましては、当然ながら、どういった健康被害が起こり得るのか、また、立証されているものは見たことがないものの、とはいえ、そう考え得るということも含めたところで、今回、我々としても、事業をやるに当たって

確実にその影響が出ますという判断の下で対応するという頭は毛頭ございませんで、その中でも、結局、その調査結果自体、私も、これは方法書の説明だけなので、調査結果の説明ではない状況でそこを言われても、そもそもお答えが難しいです。

あからさまに、絶対的に影響がある場所にあなたが住んでいたらどうなんだというお話になってきたら、そのご回答は僕も一つしかないと思います。そんなところはどうなんだという話になってくると思うので。

とはいえ、今、説明している立場としては、発電事業としてご説明させていただいている中では、今回、低周波も、超低周波も含めた公害系調査をし、審議会結果も踏まえて対応する旨は伝えています。しっかり結果を出した中でお示しをしたいですし、それが先ほどのようなご質問の、事業者側の故意になるようなデータ開示だったら意味はないよねというのは当然だと思うので、先ほどオリエンタルさんがおっしゃったように、しっかりとした立ち位置で資料の開示を行っていくという部分では、まさにそこから具体的な健康被害が、我々の事業上、絶対に起こり得るのかどうかも含め、会話をさせていただきたいというふうにそもそも考えております。

【フロア】 勉強不足だよ。被害者はいっぱいいるよ。

【フロア】 今、被害者はいっぱいいると言ったのね。

【フロア】 被害者の方にマイクを渡してください。Sさんに渡してください。

【フロア】 今、低周波の被害のお話が出ました。

私は実際に、恐らく低周波の被害じゃないかということで、耳鼻科を何回も変えたり、脳神経外科を変えたりという中で、あるお医者さんに相談しました。症例報告ということでつくっていただいた中で、最終的な診断は風車病、めまい及び睡眠障害型ということで、お医者さんの診断をいただいております。

そういった中で、もちろん耳鼻科の専門、私が行った以外の専門の耳鼻科医であったり、大学病院レベルです。脳外科医とか、様々な検査結果をご覧になっていただいて、そういった形の診断症例をいただいております。

私も、風車を気にすれば気にするほどそういう影響もあるのかなと思いつつ、やはり、そういった形で、何か月も、めまい、睡眠障害が起こっています。

なおかつ、今、道北のほうは物すごく風車が建っております。つい6月にヒアリングを行ってきました。3キロ、4キロ離れた方で、音は聞こえないんだけど、頭痛がする、めまいがするというのが非常に増えていっております。

また、これはあくまでもシミュレーションになるんですが、北海道大学でH-RISKというソフトを開発しております。これでいきますと、今回の12基が建ちますと、これはあくまでも環境省の参照値ですが、80ヘルツ、41デシベルを超えるところで、曝露人口、要するにどのくらいの人に影響が出てくるかというシミュレーションをした結果によりますと、1万905人のうちの大体10%の方に何らかの影響が出るというシミュレーション結果も出ております。

そういった意味では、今、環境省のガイドラインや指針が使われていると思うんですけども、僕から言わせると、非常に古い、こんなものをいつまで使っているんだというレベルです。そういった古い、本当に何百キロワットレベルの風力発電ではなく、もしくは、d B AというA特性ですね、ではなくて、しっかりとした生データを取って、あくまでもシミュレーションはメーカーによる風車の値ですから、これはモニタリングしないと出てこないと思います。

ですから、僕もそうですけれども、そういった症例も起こっていますし、W市の小型風力発電で疫学調査を行っております。大体10%の方に、小型風力なんですけど、入眠障害が起こっています。これは、日本音響学会で論文として発表されております。

そういった意味では、非常に知りたくないのか、そこに触れたくないのか分からないのですが、全然分かっていないなというところがありますので、そういった場合にどうするのか。単に公害防止協定を結ぶだけでは意味がないと思います。事業者さんは、あくまでも国の方針に従って測定しています、ガイドラインに沿って測定しています、そして影響ありません、となってしまうんで、そうじゃなくて、本当に影響があったときにどうなのか、そこはしっかりと答えていただかなければ、私みたいな方がどんどんどんどん増えてくる可能性があります。

本当に苦しいですよ。めまいが止まらないです、始まったら。風車から離れば全然問題ないです。どこの方も同じです。道北の方にも聞きました。離れたら全然問題ない、また近寄ったら具合が悪くなる。これが起きているんですよ。だから、国のガイドラインだとか指針だとかという以外の問題です。そこは事業者さんの責任でもあると思います。

まず、そこにしっかりと答えていただきたい。

それから、せっかくマイクをいただいたものだから、何回も質問するのは失礼なので、1回でお話しさせていただきますが、雇用問題で地元企業を雇用しますと。これは、国内全部を視察を含めて見てきましたけれども、ほぼ準ゼネコン、ゼネコンが受注します。地元の企業は孫請で入れればよいほうです。ほとんど、プレハブをつくって、都会からどんとゼネコンさんの下請ですね、そこが来て作業をやります。そして、事業者は必ず地元企業を雇用しますと言います。地元で300億、400億のものを回せますか。

それともう一つ、地上権設定、これは非常に怖いんです。先ほどちらっと倒産隔離というお話も出ておりました。

これは北海道ではありませんが、何例かの地上権設定の契約書を拝見させていただいたことがあります。地上権設定の説明を一々しなくてもよくご存じかと思うんですけども、土地の所有者が責任を持つような契約書がほとんどでした。もちろん、そういった中で、金額であったり、誰といつ契約したかというのを開示できないのは分かります。しかし、本当に誠意を持ってこの事業に取り組んでいくのであれば、その地上権設定契約書を開示してください。

以上の3点です。

【事業者】 まず初めに、オリエンタルさんから回答してもらえますか。低周波、超低周波に関することです。

【オリエンタルコンサルタンツ】 ご意見をありがとうございます。

低周波音、超低周波音について今お話しただいていたところは、どういった影響が出るかというところについて、我々としましては、詳細に調査、それからシミュレーションを使って予測を行っていく予定でございます。それを基に、環境省さんから出ている参照値と比較しまして、影響の有無と程度をそこで一旦判断する予定でございます。

実際にできたときの影響の話ですけれども、例えば、効果の不確実性があったりということで、場合によっては事後調査というものを実施することもございます。そういったことで、実際に測定をした結果、我々の事業で建てた風車によって低周波音の影響があるかどうかを事後に測定して把握するということが可能でございます。

【フロア】 それなら遅いんです。

【フロア】 参照値と言っていますけれども、可聴音ではないですか。環境省の参照値でいけば。

【オリエンタルコンサルタンツ】 可聴域ではございません。例えば、物的苦情に関する参照値であれば5ヘルツから50ヘルツで定められておりますし、心身に係る苦情に関する参照値であれば10から80ヘルツということで、国、それから、世界的に見ても低周波音と呼ばれている領域の周波数で評価をすることにしてございます。

【フロア】 今おっしゃられたように、起きてからでは遅いじゃないですか。

【フロア】 そのとおりだ。

【フロア】 どうやって調査するんですか。

【フロア】 建ってもいないのに、どうやって測るのさ。

【事業者】 先ほどの調査の中身も併せてご説明していただければと思います。

【フロア】 であれば、もし起こったら止めるということでもいいですか。

【フロア】 具合が悪いかどうかを調査するんですか。

【事業者】 質問が重複していてよく分からないんですけれども、まず、低周波の調査内容に関してはお示しのとおりになるので、再度、そこのご説明はさせていただきます。

実際に全員にめまいがあったり何かあったらというところにつきましては、冒頭でもお話ししたように、現状、我々も調査に移れていない中で申し上げると、実体験のお話は重々ご理解しました。もろもろのいろんな諸条件があるかと思うので、そういったところは僕もナレッジとしてはいろいろお話をお聞かせいただきたいというふうにも思っております。

現状といたしましては、今、低周波や超低周波、80ヘルツ以内、20ヘルツ以内というところの調査の中身自体、データ自体というところは、私もやっていないがために、今、補償対応というところも、先ほどの冒頭の話じゃないんですけれども、お答えがなかなかしづらいというのが正直なところでございます。

なので、全く補償しないとか、強引に何かこうやる、ああやるという話ではなく、まず

はそういった結果内容を、我々としてもそうですし、オリコンさんを含めたところもしかり、かつ、行政区もしかりというところでの中身の整理、精査が非常に必要なのではないかと。それぐらい非常に大事な部分のお話であり、今ここで言った、言っていないみたいな会話は極力、今、私としても控えさせていただきたいというところでございます。

だからといって、何もしないという話ではなくて、まずは調査の結果というところは、私も含めてしっかり精査をかけたいというところでございますので、その調査結果が完了したタイミングで、勝手に準備書に移るというわけではなく、事前にこういった場の中で同じように調査結果の内容のご提示も行いたいと私のほうでは思っておりますので、そうしたタイミングまでにしっかり今のご回答も準備させてもらえればと思っております。

地元の雇用に関しては、おっしゃるとおり、1次請、いわゆる元請と言われる部分に関して三、四百億円となると、全くないとは思いません、正直な話。ただ、かなりボリュームがある分、やはり、ゼネコンさんだったりサブゼネコンさんクラスというのが元請に近い形にはなろうかと。中には、おっしゃられるように、孫請もあれば、逆に1次下請もあつたり、そこは全現場で全部孫請ですという実態はなかなかないのかなと。

私も、違う風車ではない再生可能エネルギー事業でも、1次請で地元の企業さんが入ってもらったり、あとは、電気じゃなくて、造成に特化した業者さんであれば、元請があつて、その下請の、分野としては造成計画をやってもらったりということはあるお話ですので、一概に全部が孫請だとかそれ以下だということではないのではないかなというところでは。

なので、補償の部分につきましては、すみません、明確な回答になっていなくて大変恐縮ではあるんですが、我々も、今回、本事業における影響というところは非常に重視している内容の一つでもございますので、しっかりしたデータ収集の下、会話をしっかりさせていただきたいと思っております。

【フロア】 地上権設定の件はどうですか。

【事業者】 すみません。

地上権設定契約書の開示につきましては、基本は難しいです。実際に地上権設定契約の何をまずご確認したいのかというところに関してご質問をいただいた中で開示できるものは開示していきたいと思っております。

契約書というのは、関係者間の権利設定というのが非常にセンシティブというか、非常に重要な部分になってしまうので、開示という部分はご了承いただきたい。

もっと言ってしまうと、何かの法令違反、例えば、先ほど冒頭であったような国土利用法などの法令違反があつた場合は、住民の方が行政側に開示請求はあつたりするんですけども、そういう場合でない限りは、我々も、全てを開示というより、できれば、こういう質問を聞きたいんだというふうに抜粋してもらつた上でお話をさせていただくと非常にありがたいです。よろしく申し上げます。

【フロア】 S町内に住んでいるSと申します。

石川さんにお伺いします。

今までの話で言うと、環境影響評価というのは非常に重要で、それに株式会社オリエンタルコンサルタンツさんを選ばれたということは、相当信用できる業者であるというふう
に思っていて、オリエンタルコンサルタンツさんは、過去に地方公共団体や道路公団から
指名停止処分なんかを受けた経歴はないということで選ばれているんですね。

【事業者】 指名停止というお話に関して言うと、我々も請け負う際にはしっかりと与信と
いいですか、先方企業様の状況確認ということを入れさせていただいた上でよしとして対
応させていただいているというのがお答えになります。

あとは、オリエンタルコンサルタンツからもし補足があればご説明願いたいのですが、
ありますか。

【オリエンタルコンサルタンツ】 補足をさせていただきます。

指名停止の有無ということでございますけれども、そこについては、弊社は過去に指名
停止処分を全く受けたことがないということではございません。

【フロア】 複数回受けているでしょう。1回だけ受けましたとか、30年前に1回受け
ました、その人たちはみんな辞めてしまったので、勘弁してくださいではないですよ。
2006年とか、ググったらすぐ出てきます。そんな会社をなぜ選ばなければいけない
のでしょうか。

【事業者】 選んだ経緯に関しましても、先ほど申しましたように、我々の協力会社の与
信確認上も含め通っている内容に関しましては、我々としては別に、過去にそういった公
共事業が請け負えないとか云々かんぬんというところに関してフォーカスして、いや、そ
の業者は駄目だというレッテルはわざわざそういう判断の下では貼らないです。

特に、今、公共物の停止を受けているということではないですよ。

【オリエンタルコンサルタンツ】 現在は指名停止は受けておりません。

【フロア】 どういうことで受けたんですか。指名停止の内容を教えてください。

【オリエンタルコンサルタンツ】 我々が所属しているところでの指名停止処分ではござ
いませんでしたので、詳細な内容については私では分かりかねるところがございます。申
し訳ございません。

【フロア】 逃げないで、ちゃんと話しなさい。

【フロア】 会社の一大事のことを説明できないのか。

【事業者】 そうしたら、再度、回答をまとめていただく形は取れますか。

【オリエンタルコンサルタンツ】 はい。

【事業者】 では、この場では今のご回答になってしまうので、後日、一番代表して聞か
れる方、S町内さんでもよろしいですし、T様でもよろしいので、再度、ご回答の場はしっ
かり設けさせていただいて、周知させていただければというところでご理解いただきたく
存じます。

【フロア】 それは約束できますね。

【事業者】そこは問題ないです。

【フロア】前にM社のときも、ほかの件で約束して、そんなことは言った覚えがないなんて言っているから、確認したいんです。

【事業者】はい。きちんとご回答させていただきます。

【フロア】議事録に回答を書いてください。

【事業者】そこは判断させていただきます。議事録に書くというのがいまいちよく分からないんですけれども、ちょっと考えます。いずれにせよ、回答はさせていただきます。

【フロア】今話してくれたら議事録に載りますよね。本来は話さなければいけないことだけれども、今は話せないということですね。

【事業者】確認しないと、というお話でしたので。

【フロア】大事なことだよね。

【フロア】大事なところですよ、ここは。それは社会信用の問題でしょう。そこは社会的な問題だ。

【事業者】それを載せて問題ないですか。

【オリエンタルコンサルタンツ】はい。

【事業者】問題ないようなので、議事録に反映させますね。（※回答については末尾参照）

【フロア】お願いします。

【事業者】Tさん、どうぞ。

【フロア】時間がなくなってきましたので、まとめてお話しします。

まず、M社さんが最初の方法書の説明会ですね、2021年4月9日、このときに、K地区の農家の方が発言されていて、低周波音等で体調が悪くなった、健康管理ができなくなった、この場所で生活できないとか働けなくなった場合、その土地を買い上げてもらえるのか、代替地を探してもらえるのか聞いておきたい、こう質問したんです。

S氏が、私どもの事業が基で何かしらの影響があり、住めなくなった、体調を壊した、農業ができなくなってしまった、当然、私たちが補償すべきことなので誠意を持って対応しますと。

実は、石川さんの事業体制に移ってから、ぶつっと議事録が消されましたね。半年くらいにわたって消されている。事業体制が変更になったということから、慌ててネットを検索したら、何も出てこない。これって一体何なのか。何か隠し事があるんだろうかと、当然、そう思いますね。

それから、同じように質問がありまして、風力発電は普通20年ぐらいで故障して使えなくなったりすると聞いています。建った後の処理ですね、きちんと山に返してもらえるのかという質問が出まして、これもS氏が答えて、国が私たち再生エネルギーをする者たちに対して撤退する費用を別枠で積み立てなさいという法律ができています、きれいな山にしてお返ししますと回答しました。

ところが、私が経済産業省の北海道局に行って聞きましたら、ないと。ガイドブックをそのときにもらいまして、16ページで、これは太陽光発電のみだというふうにはっきり言われましたね。

ところが、先日、石川さんと顔合わせをしたとき、石川さんも同じようなことを言いましたよね。

【事業者】 これは一個一個ご回答してもよろしいですか。

【フロア】 慌てて確認しますなんていう、やっぱり認識不足ですね、非常に。だから、こういう中身がきちっと議事録で残されている以上、守るべきものは守らなきゃならないし、ましてや、議事録を全部消してしまうなんて話にならないです、これは。

それから、ついでに……。

【事業者】 一個一個回答させてください、かなりボリュームがありそうなので。

まず、議事録を消した経緯というのは、何も別に消したわけではなく、M社さんを含めて業務委託を解除する際に、彼ら側でホームページの作成という部分を請け負っていただいていた状況がございました。それがセットアップでそのまま削除されたという経緯になりまして、その後、先日、私とお話しさせていただいた際に、議事録をデータでしっかり形に残るように送ってくれということ、そこは開示させていただいている状況で、何も故意に削除して見せないようにというわけではなく、ご依頼のあったものに関してはしっかり4回分……、5回分だったか、もう一度見なければいけないですけれども、それを出させていただいている経緯がございます。

なので、今、冒頭でホームページにつきましては解説させていただいているので、今回のものと併せて、必要があるようであれば、そういったところもしっかり開示できるような体制はつくらせてもらえればなというふうに思っております。

冒頭のM社さんが言っていたお話で、本当に影響があった場合の対応というところに関しましては、その考えは、当然ながら、我々も、そんなことはやりませんなんていうことは一切ないです。ただ、現状で、先ほども、これは相当重複しているご質問にはなるんですが、しっかり中身を調査させていただいた形で、精査した上で、しっかりこの体制面の話というのを実施させていただきたいということでございます。

なので、何も、彼らが言った内容を全て、全部を我々に都合よく塗り替えているということは全くございませんので、まずはいただいた二つへのご回答とさせていただきます。

続きまして、3点目をお願いします。

【フロア】 今の関係で、なぜ半年近くもホームページを消したままで、気づかなかったでは済まされないですよ、私たちにとっては。まず、それはきちっとっておきたい。

それから、石川さんに関連して、M社のSさんが、私、M社がこの土地を取得しました、私どもは〇〇法人ですから、直接、事業をする上でW社がでございます、当社は100%の子会社です、ここに対して土地転がしを行っているわけではありません、対価についても実際のところ発生しておりません、こういう発言をしましたら、石川氏がその後すぐさま回

答しまして、W社さんは、単純に土地の売り主という認識です、我々事業者からは、M社さんには、ストラクチャーに記載しておりますが、土地の取りまとめや環境影響評価を含めた法規制解除の業務委託契約をさせていただいています、基本的に、土地転がしに関しては、正直、全否定をしてしまうくらいですねと、何かあやふやな回答をしてるんです。

これは、実は、石狩のH地区でD社が事業をやっていますでしょう。これの登記簿謄本を取りましたら、D社さんは、今、名前を変えていますね、何とかパワーだか、ちょっとど忘れしましたがけれども、いわゆる通常言われる登記簿謄本を取りましたら、D社さんではないですけれども、D社さんの子会社ですね、そして、H地区のために新しくつくった会社に土地の所有権移転をしているんですけれども、これは無償譲渡と書いているんですよ、ちゃんと。

ところが、M社さんは、W社に売ったとき、売買って書いているんです、これ。売買ということは、ここに利益が生じたということなんです。D社さんは正直だから、無償譲渡したんですよ、子会社に。だから、土地転がしなんです。

だからね、こういうようなことも併せて、それから、法的な違反の話で、私は国土法に関しては検察庁に告発したんですが、多分、ご存じだと思うんですけれども、受理されましたよ、きちっと。違反しているんです、きちっと。法律違反を犯しています。

しかも、石川さん、M県のM町でテレビに映りましたでしょう。メガソーラーの地元の説明会でね。1億3,000万円の預託金を提供するというニュースが流れて、どこの会社が1億3,000万のお金を出したのか、全くそれには触れていません。その後、M町の地域住民団体が国土利用法計画法違反で告発していますね。2023年4月6日にもう受理されています。

これは、石川さんは当事者だから分かっているでしょう。その後、どういうふうになりましたか。

【事業者】 私も、業務委託上、言える部分と言えない部分があるので、守秘義務上、今のM県の話につきましてはご回答いたしかねます。

それで、先ほど、土地転がしの件で、売買だから利益が出ている、逆に、D社さんはJ社さんですかね、そちらは無償譲渡だからというのは、いまいち、僕は質問の意図が分かりかねてしまうんですけれども、そもそも、今、M社さんとW社さん間、また、M社さんがもともと買われた先が、僕も今、謄本を見ていないので、前の持ち主さんから幾らで買ったかというのが、正直、我々は分かりかねます。何もその契約書を開示してもらっている状況でもございませんので、どのような形で利益を本当に出しているのか、はたまた、損切りした形での販売をされているのかまでは分かりません。

ただ、W社さんまで移ったタイミングでは、我々の合同会社のほうで、地上権設定という形で入れさせていただいているのはしっかりとした事実になります。一応、土地に関してはそういうご回答しかできません。

あとは、合同会社で最終的にM社さんから所有権移転をさせていただいたので、いわゆる

国土利用につきましては、しっかり行政区のほうにはご提出させていただいております。逆に、行政にご確認していただいても全く問題ない状況です。

【フロア】 M社は、2週間以内に提出しなきゃならないのに、68日間もかかっているんですよ。

【事業者】 ごめんなさい。M社さんがどのようなところでは……。

【フロア】 ただね、関連するのは、先ほど質問が出ましたけれども、業務委託を受けている会社がなぜ土地を買収するんですか。

なぜそういうことを言うかといいますと、石狩市の厚田区聚富陸上発電所でしたか、そこでは、直接、合同会社が取得していますよ、土地を。なんで当別の場合はM社が土地を取得したのか。その説明ができますでしょう、石川さんだったら。なんで違うんですか。

【事業者】 特に理由はないんですけども。

【フロア】 しっかり説明してください。

【事業者】 しっかり説明させていただいています。ちゃんとお聞きください。

違いというのは、SPCで持たれているものと、後々、SPCで持ったものというところで、別に何の違いもございません。基本的には、事業計画を進めていく上で、当初の計画を立てた上で、どのような金銭の払い方かというのは、例えば、土地を一部負担していただいて、その上で地上権費としてお支払いするケースがあったり、そういったところを各プロジェクトによって立てるケースがございます。

なので、今回、聚富のほうに関しましては、もともとそのような形で動いていたケースの中で、そのまま走っている状況でございます。

当別につきましては、今回の事業プロジェクト上、当初の計画では、そういったランニングによるお支払いというのも検討していた経緯がございましたので、先に所有権を取ってもらっての地上権の設定というところも当初は対応していた状況でした。

ただ、冒頭に申し上げたように、そういう形ではなくなりましたので、当然ながら、土地の所有権もしっかり移させていただくという形の対応を行ったという経緯でございます。

【フロア】 納得できないですね。

どうして石狩では合同会社が直接土地を取得して、どうして当別では合同会社が直接土地を取得できなかったのか。これは何かからくりがあるのでしょうか。

【事業者】 できなかったわけではなくて、いわゆる業務の対価、これは全部完了してからですが、業務の対価の支払い方として、我々としては地上権代という形でお支払いするというのは、各プロジェクトによって分け方が全然違います。

今回、聚富につきましては、もともとSPCで所有権を持っているもの、あとは個人地権者からお借りしているものという2パターンで対応している状況です。

当別につきましては、きっちり事業がうまくいった状況になったら、そういう対価の支払い方ということをもともと最初の事業計画上では考えていたため、そういう形を取ったというだけでございます。

なので、色があって、こっちは売買でというのは、我々が合同会社として使用権限を持っている状態というのは、この事業をやっている当初から全く変わりはないので、全く変な話ではなく、どちらかという、事業計画の中では込み入った話かなど。いわゆるその対価の払い方というところでのプランになってくるので。

【フロア】 事業体制が石狩と当別でどう違うんですか。当初は同じじゃないですか。

だって、M社が石狩の説明会に出向いて全部説明しているんですよ。当時でも同じです。同じ格好を取っているのに、片方は合同会社が直接土地を取得し、もう片方の当別はどうしてM社が土地を取得するんですか。全く違う会社だったら別ですよ、業務委託の会社が。同じ会社なのになぜ桁が違うのか、それを説明してください。

【事業者】 先ほど申し上げたとおり、別にその色はなくて、純粹に各プロジェクトの対価の払い方の問題というだけです。

聚富に関しましては、Kという者が代表を務めておりますが、当然ながら、こういった説明に関しましては、私であったり、ほかの合同会社の社員を含めたところが対応していくというのは引き続き行う業務となりますので、ひょっとしたらお会いされる方々もまたいらっしゃるのではないかと。

【フロア】 いろいろ聞いていたんですけども、ちょっとよく分からないことがあります。

普通、土地も所有し、地上権も持っているところが、なぜ業務委託ということを平気で言えるんですか。M社が事業から撤退したというのなら分かるよ。それで自分たちが受け継いだというのなら分かるけれども、これはM社が業務委託をしていたんです、そういう説明は納得いかないね。どう考えても分からない。

【事業者】 発電事業者という部分では、石狩郡西当別陸上発電所は全く変更ございません。唯一の変更点で言ったら、当時、Sという者が代表をしていた経緯がございますが、Sではなく私になっていると。なので、発電事業を行う上では、変更という部分は一切合切ない状況です。社名の変更だろうが、事業計画の変更だろうが、そういったものは……。

【フロア】 全然分からん。ちゃんと分かるように説明して。

【フロア】 詭弁だからだよ、分からないのは。

【フロア】 非常に単純な質問をしてるんだから、単純に答えて。

【事業者】 発電事業者は我々で、〇〇法人のM社は、土地だったり、環境影響評価のコンサルを業務委託の一環としてやっていました、それを解除しましたというのがシンプルな話でございます。

【フロア】 事業者が我々というのが分からない。説明して。

【事業者】 発電事業者は、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所という会社が発電事業を行います。ここは当初から変わっておりません。

この業務委託として、土地及び環境影響評価等をやっていたのが、当時、M社さんだったんですが、先ほど冒頭で申し上げたとおり、ここを解除させていただき、新たに土地とか

もろもろの地権者との交渉を含めてというのは、我々合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所が、直接、地権者を含めて対応していきますという点と、もう1点、環境影響評価、これは左に伸びている線なんですけれども、ここに関しましては、オリエンタルコンサルタンツさんに委託をし、再度、こういった調査だったり業務を行っていただくという流れにしております。

それぞれ、工事請負でEPC業者とか、ローン契約で金融機関とか、電力需給契約で北海道電力、運用・保守でO&M業者と書いてあるんですけども……。

【フロア】 細かい説明はいいよ。

【事業者】 以上です。

【フロア】 登記簿謄本を見せたら理解しますか。無償譲渡は。

【事業者】 無償譲渡ですか。誰がですか。

【フロア】 例えば、H社からI社、I社というのは、いわゆる大本はD社ですね。ここに無償譲渡と書いているんですよ、ちゃんと。これは正直ですよ。こういうことができるんだもの、なんで売買という記述になっているんですか。

【フロア】 土地転がしだ。

【フロア】 土地転がしです、これは、はっきり言って。

登記簿謄本で嘘の記載をしたら罪になるでしょう。

【事業者】 なりますね。特に登記上の記載内容というのは、ご指摘のとおりです。

【フロア】 だから、お金のやり取りがあったから売買になっているんです。

【事業者】 お金のやり取りは当然ございますね、売買である以上は。1円売買でもご指摘のとおりです。売買です。

なので、ごめんなさい、ご質問の意図がちょっと、すみません、僕もしっかり理解はしようとしているんですけども、売買だから土地転がしというのは、いまいち、すみません、理解いたしかねてしまうんですが。

【フロア】 石川さんは知っていると思うんですけども、M社から子会社のW社に土地を売りましたでしょう。私たちというより、石狩のほうで告発状を出したら、W社を解散させたんですよ、M社は。登記簿謄本を見たら、S氏が清算人になっています。こういうあくどい手口を使っているんですよ。だから、信用できない。だから、罪を逃れようとしたの、国土利用計画法の。

【事業者】 国土利用計画法は……。

【フロア】 W社はずっと無届だから、解散して、W社を消滅させないと、誰かに罪が行くわけですよ。

【事業者】 いや、そもそも国土利用計画法は、ご指摘のとおり、2週間というくくりはあるものの、実際には遅れてでも出しなさいというのが、もともと行政上のお話であろうかと。そのW社さんが会社を解散させ、その届出すらもできないように……。

【フロア】 だって、ずっと無届なもの。無届で、今さら出せられないから解散したんで

しょう。何年間も無届なんですよ。

【事業者】そこは、ご本人たちに聞いていただかないと、私のほうで出す、出さないをジャッジする話ではないです。

【フロア】石川さん、あなた、M町で告発されているでしょう。あなたは当事者だよ。

【事業者】M町の件に関しましては、本当に申し訳ないんですけども、僕、守秘義務上、こういう場で会話できないので、そこは本当にご理解いただきたいです。

【フロア】いや、ご理解できないですよ、それは。

【事業者】分かりました。では、それ以上は僕もお話しできないです。

【フロア】そういうのが手口で法の網をくぐるっていう、そういう手段を講じてでも事業をやる、そこが信用できないんです。なんでそんなややこしいことをするのか。

【事業者】そうですね。あとは、私自身の信用度、信頼度を含めてというのがそもそも論というところも重々理解いたしましたので、かしこまりました。

【フロア】S町に住んでいるOと言います。

超低周波音の調査の内容についてなんですけれども、環境省も経産省も、日本では超低周波の人体被害を認めておりませんよね、まずね。認めてないんですよ、国が。これがそもそも大きな問題で、そして今、風車病というものが言われていて、それでも国は認めていないんですよ。そこが、我々住民が一番大きな被害を全国各地で受けているんですよ。実態はね。

騒音、超低周波音のページを出してください。合計12か所をやるという、ここですね。

これは、手元の私のページと違いますね。

これね、超低周波音の調査が受託、委託の関係で、当然、今の調査会社がやるんですけども、お金をもらって、お金をを出してくれているところにマイナスの報告って大体できにくいじゃないですか、普通の企業であれば。

言いたいことがあるんですけども、超低周波音は冬季と春の2季しかやらないんですが、これはまず4季やってください。

それと、この低周波の調査に第三者の専門家を立ち合わせてください。それが非常に公的なデータになると思います。第三者の専門家を立ち合わせていただきたい。

それから、機械はどんな機械を使うのかもオープンにしてください。

測定方法もオープンにしてください。

それから、これは石狩地域も一部入っていますね。ということは、ここは既に超低周波を石狩側から受けている可能性がありますよね、当然のごとく。

ですので、四季やること、それから、第三者の専門家を立ち合わせる、データの取り方を全部オープンにすること、これを確約してください、この場で。

H地区の関係も今年中に動くので、その件もこの測定の中に入ってくるんです、データがね。

【事業者】H地区さんは、逆に、それはもう開示されている内容じゃなくてですか。

【フロア】 H地区が開示しているか、私は分かっていません。

【事業者】 ごめんなさい、逆にもっと迷子になります。

【フロア】 説明会がない、この件に関してね、H地区はね。

【事業者】 H地区のほうでの。

【フロア】 はい。

【事業者】 なるほど。

【フロア】 もう一度繰り返します。四季でやること、第三者の専門家を必ずこの地点調査に入れること、これをここで確約してください。

【事業者】 まず、ご回答させていただきます。

一旦、四季の話はあるべき姿なのか、オリコンさんからご回答をお願いします。

あとは、第三者の有識者ですが、ちなみに有識者の方はどなたですか。

【フロア】 今はちょっと答えられません。

【事業者】 なるほど。

有識者の方はご準備いただくという前提での会話ということですね。

【フロア】 これからきちんとお願いしますし、我々住民も立ち会いたいと思います。

【事業者】 立会いは全然構わないです。どちらかというところ、有識者のどなたなのかを物すごく知りたい。

【フロア】 H大のT先生が、今、候補として挙がっています。これは、またお話が必要かもしれませんけれどもね。

【事業者】 そうですね。今ここで言い切るよりは、事前にきちんとご確認の上、別に我々も、これからの調査なので、そこのバランスで言ったら、まだ時間はお伝えできると思うので、やり取りさせてもらえれば。

【フロア】 それと、これはビフォー・アフター含めて、もちろん絶対に建たすことはないんですけれどもね、我々は。風力発電がこの当別町に建つことはないんですよ。絶対はないんですけれども、もし建ったら、継続的にこの地点調査をやってほしいと思います。

【事業者】 今の表現からすると、仮に建った場合には、事後の低周波だったりとかの測定をきちんとし、法的な四季というところは、なぜ冬季、春季にしているかというところはお説明させてもらうのですが、そういったご要望ということですね。

一旦、まずは2点、四季調査と有識者についてお願いします。

【オリエンタルコンサルタンツ】 まず、今は2季とさせていただいているのも、方法書の時点では1季だけという表現になっておりましたが、審査会等での意見を受けまして2季としております。

なぜ2季としているかですけれども、この地域は、春から秋にかけてと冬とで風況が異なっております。ですので、それぞれの風況を代表するタイミングとして冬と春、そして、先ほど春から秋が同様の傾向というお話をしましたけれども、春、夏、秋のうち最も風が強い時期というところで春が挙がっておりますので、冬と春の2季という形で今は選定さ

せていただいております。

学識者に関しましては、我々でも、環境省の審議会の先生であったり、そういったところとのつながりといいますか、お話をできる先生もいらっしゃいますので、例えば、今お話しいただいたH大の先生の場合もございますし、我々のほうで存じ上げている先生に立ち会っていただくという場合もあると思いますけれども、そういった形で立会いをしていただくことは可能かと思えます。

【フロア】 あなたたちでは駄目なんですよ。

【オリエンタルコンサルタンツ】 ですので、そこは調整させていただいて、今いただいたお話を……。

【フロア】 人間は四季住むのです。春、夏、秋、冬と住みますので、四季をやってください。

【オリエンタルコンサルタンツ】 今いただいたご意見を踏まえまして、やる方向で調整させていただければと思います。

【フロア】 今の関連で。

【フロア】 きちんと判断できる方……。

【フロア】 マイクを使ってください。

【事業者】 マイクを渡してください。

【フロア】 手を挙げているほうにしろよ。

【事業者】 当初にご協力くださいねと言った順番を、よろしくお願いします。終わったら、次、次という。

【フロア】 低周波のことで関連の質問なんですけれども、これは調査をするというふうになっているんですけれども、問題なのは、できた後にどれだけの影響があるかということだと思っただけけれども、今年なり来年なりに調査して何を調べるんですか。現状の騒音とか、現状は低周波がこれだけ出ていますというのは今調べれば分かると思っただけけれども、この12基が建った後にどういう影響があるか、その数値がどういうふうになるかということが皆さんの知りたいことだと思っただけけれども、そういう調査というのはしないんですか。

【事業者】 それが、先ほどの被害に遭われているS様からスタートしての会話なんですけれども、今、運開した後の事後の検査というのは取り入れますという頭でまずは回答させていただいているのと、なぜ風車も建っていないのにやるのかというのを、今、オリエンタルさんから回答させていただくので、まずお聞きください。

【フロア】 そういう質問が出ていましたか。

【事業者】 もともと出ていました。先ほどの方も、第三者の立会いというところと、万が一、建つことはないけれども、建った後の事後調査と。

【フロア】 分かりました。それでね、風車が建った場合にどういう数値になるのかということもやりますということであっても……。

【事業者】 事後調査は、そうですね。

【フロア】 そういうことをやるということであっても、今、現状では……。

【事業者】 その四季っていうところに関しては、もろもろ……。

【フロア】 その話は別にいい。

【事業者】 いいですか。そこはいろいろ協議したい点ではあるんですが……。

【フロア】 現状では、先ほど、あなたはね、まだ風車のメーカーも決まっていないうふうに言っていましたね。考えているのは、G社をちょっと考えているみたいなことは言っていたけれども、まだ決まっていないうですね。

【事業者】 はい。

【フロア】 それで、決まっていないう段階で、メーカーによって出来も不出来もあるでしょうから、数値も違ってくると思うんですよ。だから、それは、想定されるメーカー全部について調査するのか。

私が聞いているところでは、低周波の関係で、先ほどOさんも言っていましたけれども、環境省が認めていないんで、裁判を起こしている方がたくさんいるんだけれども、ことごとく負けているんですよ。そういう害は認められない、数値として認められないというふうに言っているんだけれども、その裁判を起こしている方の大多数がG社の風車なんですよ。それを石川さんは知っていますか。

【事業者】 すみません、そこは初耳でした。

【フロア】 それをよく考えた上で、建ってほしくないけれども、メーカーを選ぶ際の参考にされたほうがいいですよ。

【事業者】そこはご指摘のとおりで、先ほど言ったG社、S社、B社は、全世界で、陸上、洋上を含めた世界的なメーカーだというだけの話ではあったんですけども、低周波のところに関しましては、当然ながら、メーカー仕様によって異なるというのは存じ上げてはいるので、しっかり採用する部分においては、きちんと検討材料の一つとして対応させていただきます。

【フロア】 前回の説明でH社なんて言っていましたけれども、H社なんかそんなものをつくってもいないのに、よく言うなと思ったよ。

【事業者】 すみません。そこはお恥ずかしい回答としか言いようがございません。すみません。失礼いたしました。

【フロア】 続きなのですけれども、超低周波音のことについて、質問というよりは、今日、ずっとお話を聞いてきて、私の感想としては、今からいろんな調査はされるということですけども、どんな結果になったとしても、国が超低周波音で健康への被害はないという意見なので、たとえ、どんな数値になったとしても、私たちが健康被害だって訴えたときに、風車のせいではないですよという結論になるのではないかなと思いました。だから、誰も補償の対象にはならないんだなというふうに私は今日聞いていて理解しました。

なので、建ってみないとどうなるか分からないというものを建てるのには、私はやっぱ

り賛成できないという結論になりました。

【事業者】 すみません、止めてしまって。別に腰を折るつもりは全くございませんでして、本当に、何と言うのでしょうか、補償します、補償しませんという会話を、今、この場でご回答するのが難しいというのは、先ほどのご質問でもご回答をするのが難しいというのは、ご説明しているとおりで、結果として、今回、我々がやる調査の結果が、本当に低周波による被害が起り得るであろうのか、そもそも起り得ないであろうのかというところも、国の指標どうこうでいくのだったら、ごめんなさい、ちょっと言葉を悪く言ってしまうと、こんな低周波とか超低周波の調査自体を別にやらなくてもいいという判断になってしまうんですよ。

ただ、そうではなく、実際の健康被害というのが、風車病と言われるぐらいあるものでもあるので、そこに関しては、これは当初から言っている話で、調査の結果自体は我々も確認したいんです。というのは、実際にめちゃくちゃ最寄りに風車が建つという話だったら、これは影響がないわけないでしょうというのは、あほでも分かる話にはなるんですけども、実際に、本当に離れている箇所、離れていない箇所というところも、今の事業計画案だとまだ気になる部分があるので、その調査をしっかりと行った結果、これは、別に低周波に限らず、騒音などもそうですし、ほかの動植物系も含めてになるんですけども、結局、どういう影響があるのかというのをしっかりと示ししない限り、明確な回答に至れないんですよ、我々も。

なので、そこというのはしっかりと行った上で、先ほど、信用できないから第三者の有識者は教えていただくというお話は、別に問題ないというお話もあったので、先生名をお聞きできればとも思います。なので、そこをしっかりと整えた上で、ご心配の点というのは重々理解しているものの、我々もそこはきちんと会話をさせていただくために取りたいという趣旨でございますので、現状ではご理解いただきたいというところです。

【フロア】 つまり、結局のところ、私たち双方、風車のせいで体が悪くなったか、そうではないのか、どちらも証明する手段は持っていないと思うんですよ。だから、どちらも結論が出ないというのが本当のところなんじゃないでしょうか。

【事業者】 僕もそもそもその頭でありました、先ほどSさんのお話を聞くまでは。

とはいえ、いろいろ実体験上のお話と、先ほど病院にかかれた診断結果もおありだというお話なので、そこに関しましては、私もしっかりお話を聞きたいところでございます、もし別日とかでお邪魔じゃなければ。そこは、我々もしっかりお話を聞きした上で、あとは調査結果というところも、当然ながら、10割それによるという話ではないですけども、そういったところもしっかり勘案しない限り……。

【フロア】 分かりました。もう結構です。

【フロア】 うちの代々農家なのでですけども、ここにどれだけ農家の人がいるか分かりませんが、これは補償問題ではありません。どんなに補償金を出されても、農家を続けていかれない限り、人生にも家族にも影響があります。代々、当別町は稲作の静

かな森林の大きい地帯なんです。それを、こういう風力発電を建てられたら、山は崩されたら、風向きも変わります。風向きが強い地域ですから、それだけで畑作物にも影響があります。

それに、パソコンとかで案内があると言っていましたけれども、パソコンを見ている人間ばかりではありません。だから、ここに農家の人は来ていないと思います。見た限り、私の知っている農家の人はいません。

ということは、地権者のほうにもう話が済んでいるのでしょうか。あの地図を見ても、本当にどこに建つかははっきり分からなくて、地元の土地の所有者に話が行っているのかどうかも分かりません。

それに、こういう説明会をたまに開いてもらっても、私はチラシを見たから来ましたけれども、そうじゃないと、本当に、地元当別に、農家に住んでいる人たちが全然来ていないじゃないですか。こういうことに問題があると思います。

私は、当別町にこういうものを建てさせたくありません。

それに、私はK地区の近くに住んでいますから、人ごとではありません。

それに、少しぐらいの騒音でも、どこの空港でも、新幹線のそばでもそうですけれども、ある程度以上じゃないと騒音は取ってもらえませんか。それに、被害があつてからでは遅いんです。山を崩す、木を切る、それは地元にとって、景観が変わるところの騒ぎではありません。みんなの健康状態にも関係があります。何より、私たち農家にとって本当に被害が大きいです。

完全に撤退してほしいです。

【事業者】 ご意見は分かりました。貴重なご意見をありがとうございます。

【フロア】 さっきから、1時間以上前から手を挙げていますけれども、今のところもそうなんですけれども、まず、事業の責任の主体が石川さんにあるんじゃないかという、代表者だとおっしゃられているので、7月の末の段階では代表社員はK社だったと思うんですけれども、石川さんは、当然、それだと職務執行者になるんじゃないかと思うんですけれども、その後にもう一回替わったんですか。

【事業者】 すみません。一番最後に訂正させていただこうと思ったんですが、K社につきましては、理解のとおりです。私の発言がそもそも間違えていました。ごめんなさい。

【フロア】 いや、プロなんで、間違えるはずがないんで、それは違うんじゃないかと思えますけれども、一応、聞いておだけしますけれども、あなたみたいな頭のいい人が間違えるはずがないんで。

【事業者】 すみません。

【フロア】 それで、何を言いたいかというと、ずっと最初のほうから、住民説明会とか意見交換会をかなりの部分で出ていたし、それから、司会みたいなことと、代表して答えている議事録も見ました。説明会も含めてです。

そうすると、業務委託ではなくて、業務委託だとしても、責任はやっぱり石川さんない

しその代表社員にある、そして、代表社員の職務執行者は石川さんということにこの3月ぐらいになりましたね。その前まではSさんがあれですけども、恐らく、一般の社員として出資を、100万円の中で何をしたか分かりませんが、やっているとします。職務執行者ですので、普通は取締役格がやるんですけども、それであなたがやられていると。

ですから、全部知っていて、私は知らなかったと、最初はレベルが低かったのも、たしか審議会のほうに出された書類に、一番最初の配慮書の段階のところでは低かったのも、それがなかったというふうに言ったんですけども、そんなところが、こんなやったこともないような風力発電をやるのか。

そして、具体的なアセスの問題でお聞きしますけれども、山の尾根にずっとつくると思うんですけども、山の尾根につくるといのはどういうイメージなのか、全然分らないんです。その前に道路が何メートル、例えば200メートルぐらい普通は取っているんですけども、トラクターだとかがひっくり返ったら困るので、平らになるはずなんです。平らに近い形でね。アスファルトもあるし、そこでのどのぐらいの土砂というか、平米があるのか、それから、経度、緯度、高度をずっと出すというのが新しいコンサルタツさんのところだし、前のところでそれを出すべきだった。そんなものはちゃんと文献調査でできるはずなんです。

それから、前もっての自然調査をやっていますよね。猛禽類等の希少な。あそこでも、委員会の記録を、道の審議会の記録を読みますと、チュウヒですか、オオタカのほかに出ているんですけども、それも石狩川のところにしか営巣が出ていないんですが、それは何月何日に取って、写真の一部はありましたけれども、そこには普通はないものだと書いてあったんですけども、専門家で言わせると、たまには尾根のそういうところじゃないところに営巣しますと言うんですけども、本当にそれを確認できたのか、あそここの図では全然できませんよね。石狩だと川沿いしかありませんでしたから。審議会に出したあなたの方の写真は。

問題は、まず、1基建てるとどのぐらい穴を開けて、何メートル掛ける何メートルで、それから、深さ何メートルの、コンクリートを詰めるのはどのぐらいなのか。その下に杭を打つかもしいないと思うんですけども、それはどういうことになっているのかということも含めて文献調査のレベルでやるべきだった。

だから、この前、初めてお会いしたときには、配慮書の段階に戻ったらいかがですかと私は申し上げたと思うんですけども、そういうことが必要なんじゃないかというふうに思っています。

また続く人がいるので、ここまでとします。

【事業者】 そうですね。残り5分なので。

それは、別途回答させていただいてもいいですか。

というのも、風車位置自体が、これも再三お伝えしている準備書のタイミングというの

がフィックス事項で考えております。そこに対応しない限りは、結局、どこの尾根を使ってどこまで搬入するかという計画も、この確定事項がなかなか打ち出せません。そんな中で詳細設計みたいな土木会社に委託するというのは費用対効果が悪いなというところでもあるので、とはいえ、先ほどのチュウヒの件だったり、石狩川の話は、また別途、よろしいですか。

【フロア】 アセスが非常にいいかげんではないかという印象を皆さん持たれていると思うのです。ですから、問題、先ほど学者さんの名前もあったかもしれませんが、両方に、それぞれに学会というものがありますね。自然保護学会とか工学部とか理学部の学会がありますね。鳥類などのね。そういうところから推薦してもらえばニュートラルなんじゃないかと。それも、ドクターを持っていて、ある程度のノウハウがあつてという。

それから、チュウヒとかいろいろ調査されていると思うんですけども、誰がするんですか。そこにお座りになっている3人がやられるんですか。それとも、どこかの学生アルバイトさんに、理学部か何かの環境関係か何かの学生さんとか育成さんを使ってやるんですか。

【オリエンタルコンサルタンツ】 回答させていただきます。

まず、調査に関しましては、それぞれ専門の調査員がそれぞれの項目の調査に入っております。

第三者であったり、学識者というお話でございますけれども、これも、配慮書の段階からそれぞれの項目に対して、全ての項目ではございませんけれども、学識者にいろいろとご意見を賜りながらアセスを進めさせていただいております。

【フロア】 記録には出てきていないですよ。

【オリエンタルコンサルタンツ】 配慮書、方法書に学識者への聞き取り……。

【フロア】 だから、誰かというのと、どういう経緯でというか、どういう論文を書いていて、どういう能力があるのかというのを我々は知りたいんです。別に名前を知りたいわけではないんです。そういうことに注意をしていただければと思います。

【事業者】 ちょっと分からないんですけども、論文というのは関係があるんですか。

【フロア】 それをやらないと、手前みそな調査になっていますという印象にならないですか。

【オリエンタルコンサルタンツ】 どこまでお示しできるか、学識者の先生にも確認しながら検討させていただきます。

【事業者】 すみません。時間が迫っている中で、代表者、どなたか。

【フロア】 代表者じゃなくて、今まで手を挙げた人みんなに回してください。

【事業者】 それは重々理解しているんですけども、結局、施設の予約上というのは、逆に地元の方々だからこそご協力いただきたいです。

【フロア】 いいから、しゃべらせて。

【事業者】 じゃ、最後。

【フロア】 もう一人いるから。

【フロア】 女の方。

【事業者】 じゃ、女性の方。

【フロア】 石狩から来ましたIと言います。

私が聞いたかったのは、石狩市でも説明会があったと思うんですけども、そのときに説明される方が10人ぐらいいらして、その中にNさんという方もいらしたんですね。その方は、石狩市で環境審議会というのをやっていて、その説明にもいらしたんです。Wさんと一緒に、Nさんという方がいらして、肩書きが合同会社の開発部長と事業部長という方でした。

Nさんは、今、この合同会社にいらっしゃるんですか。

【事業者】 いや、Nさんは、当初から、合同会社ではなく、ご自身の会社さんをやられていて、その中でS社という会社の名刺を持って、彼らは、M社の業務委託みたいな形で、彼らは彼らでやられていたという認識でございます。

【フロア】 今はどういう関係ですか。

【事業者】 今、Nさんには、実態としてはまだ動いてもらっているということは全くないんですけども、今後、何かしらの調査業務はオリコンさんなんですけれども、協議体制で、例えば行政協議を行っていく際には、もしかしたら委託契約で対応させていただく可能性は十分にあるかなと。

【フロア】 Nさんというのは、いっぱいいろんな土地を持っていて、さらに、最初にFITの権利をいっぱいいろんなところで取っていて、それをいっぱい転売している方ですよね。

【事業者】 そこまではあれなんですけれども、そうなんですか。

要は、彼らの事業体としてそういったところをやられていると。

【フロア】 ええ。とっても、先ほどの言い方をすれば、石狩市民から見ると目に余る方です。先ほどの表現はもうぴったりだと思っています。

【事業者】 考慮します。

【フロア】 だから、その人といまだにつながって、行政対応とかもするということなんですか。

【事業者】 するかどうかは、今、考えていますけれども……。

【フロア】 やめてください、そういうのはね。ちゃんと肩書きは社員になっていますから。

【事業者】 なるほど。

【フロア】 だとしたら、これが間違っているということは、偽っているということになります。環境審議会の議事録にも載っていますから。

【フロア】 合同会社の社員なんですか。

【フロア】 そうです。事業部長ということになっています。

【事業者】 なるほど。そうしたら、ちょっとSに確認しないと何ともなので、はい。

【フロア】 絶対に知っていたでしょう。

【フロア】 Eとかってというところです。

【事業者】 そうですね。私もそっちの名前のほうが存じ上げています。ただ、それが目に余るというお話だと思ったので、そういったところの経緯に関しては、きちんと我々のほうでも考えさせていただきます。

もう定時となっていますので、最後とさせていただきます。

【フロア】 今日のお話をずっと聞いていて、石狩市でも説明会をぜひ。

もう不安でいっぱいになりました。

【事業者】 石狩市は石狩市で、きちっとそのタイミングが来次第、共有させていただければと考えております。

【フロア】 説明会はやるんですか。

【事業者】 説明会は、いずれにせよ、対応実施というのを考えておりますので。

【フロア】 すみません、同じ石狩市なんですけれども……。

【事業者】 すみません、施設の時間上、お願いします。最後にしてもらえますか。

【フロア】 石狩市のほうの風車の事業も同じように、今、準備書に着手しているところですか。

【事業者】 いえ、まだ調査を含めて着手はしていない状況です。

【フロア】 予定は。

【事業者】 予定も、今、ぱっと答えられないです。

【フロア】 でも、やるつもりですよ。

【事業者】 もちろん、やるつもりであることは変わらないんですけれども、説明会の際には、また声かけは当然ながら、チラシ等も含めて、どういうパターンが好まれるか置いておいても、きちんと行っていく内容ではございます。

【フロア】 交渉したら、こちらの都合に合わせてやっていただけるんでしょうか。

【事業者】 ごめんなさい。もう一度いいですか。

【フロア】 そちらのご都合じゃなくて、こちらのほうでやってほしいという要望を酌み取っていただく余地はありますか。

【事業者】 余地はあります。ただ、中身として、どういうポイントかというのは、しっかり協議の上でご対応させていただきたいとは思っております。要は、同じ質問をずっと集まって話しましょうというのはあまりにももちが明かない話になってしまうので、そこは、きっちり協議の上で実際に対応させてもらえればなというふうに思います。

【フロア】 こちらも、結局、会社さんが替わったということになるので。

【事業者】 会社は替わっていないんです。

【フロア】 理解が難しい。

【事業者】 今、当別の事業の話になるので、聚富の話に関しては、きちんとそれ相応に

対応させていただくというところがございますので。

【フロア】 それは約束してくださいね。

【事業者】 約束します。分かりました。大丈夫です。問題ないです。

【フロア】 今後、交渉させていただきます。

【事業者】 では、もうすみません。

【フロア】 これで終わりにしないで……。

【事業者】 そうしたら……。

【フロア】 今、手が挙がっている人たちの……。

【事業者】 ごめんなさい。そうしたら、もう切りがなくなってしまうお話なので……。

【フロア】 意見だけを聞いて、また議事録に（聴取不能）するようにしてください。

(03:05:00)

【事業者】 分かりました。後日回答ですね。非常に助かります。じゃ、そうしましょう。それでは、2名、どうぞ。

【フロア】 当別から来ました。

最初から質問が出ているんですけども、町としても反対、町議会も全議員、全議会で反対、そして今、F会が反対の関係で大きな署名を集めて、これだけの動きをしている中で、なぜ今これを進めようとしているのか。

その話は、女性のどなたかが聞いていたんですが、私も明快な回答を耳にした記憶がないです。もし言ったというのであれば、もう一度、聞かせてください。町として反対です。議会も全会一致で反対です。お願いします。

【事業者】 きっちり、メールを含めてご回答させていただきます。形に残したほうがより分かりやすいと思いますので。

残りもう1名。

【フロア】 もう1名ではなくて、もう2名ですから、あしからず。

取り急ぎ、質問します。

再三にわたって石川さんは、環境影響評価を、私たちは環境影響評価を終わらせるわけだと。その後は、他の商社なりに売却するんだと言っていますよね。言っていますよね。

【事業者】 出資ですよね。しっかりお話を聞いていただきたい。

【フロア】 いや、売却すると言っていたでしょう。録音していますよ。

【事業者】 分かりました。それもメールでご回答しましょう。そっちのほうが分かりやすいです。売却とかという話じゃなく、出資とか投資家をどうつけるかの話であって、あとは、金融機関のローンの話というのは、正直、お伝えしていますけれども、ちゃんと明確に回答します。

【フロア】 2点目は、報道陣に公開していないと言うけれども、そういう秘密主義だからスキャンダルなんか週刊誌に載るわけですよ。だから、全て公開することによって初めて信頼関係が生まれるんで、その点については、会社の方針だということであれば、会

社の方針自体が非常に閉鎖的だというふうに思います。

それから、第3点、代表社員はK社ですよ。

【事業者】 はい。

【フロア】 そして、いつ替わったという返事的时候に口を濁しているんですけども、K社で替わってないんですか。

【事業者】 替わっていないです。すみません。

【フロア】 替わっていないのに、私が質問したときに、よく登記簿を確認してください。私は登記簿を確認して質問しているんですよ。

【事業者】 すみません。

【フロア】 謝って済むことじゃないでしょう。嘘でしょう。完全にだましたという話でしょう。

【事業者】 大変恐縮ですが、きちんと、謄本上で言ったらおっしゃるとおりなので、すみません。失礼しました。

【フロア】 あんた自身のことでさ、自分が町長なのか、重役なのか、総務部長なのか分からんという話だよ、役場の職員で言えば。

【フロア】 資格がないよ。

【フロア】 そんなことをこの場で言うというのは非常に失礼な話で、作為的なもの。それについては、もう一回答えてください。

【事業者】 議事録上にもしっかり載せますけれども、すみませんでした。ごめんなさい。

そうしたら、出資及びレンダーの内容に関しましては、売却先どうこうという訳の分からない話ではないので、しっかり整理した上でご回答をさせていただきます。

メディアに関しては、企業方針上の話はそのままのご回答にはなってしまうんですけども。

一つ目のところに関しては、しっかりメールで残したほうが、後々、こういうご質問もなくなるかと思しますので、しっかりご対応させていただければと思います。

時間の関係上、大変恐縮なのですが。

【フロア】 まだあるんですけども、時間がないので、次の方にお譲りします。

【事業者】 すみません。Mさんとか、もしまとめてご依頼いただければ、ぜひお願いしたいです。

【フロア】 なんでMさんなのですか。

【事業者】 同じS地域さんでよくご出席されているメンバーが同じ方なので。

【フロア】 そんなことを言ったって、町民は納得しないよ。

【事業者】 そうしたら、僕のアドレスも公開をしているので、ぜひご意見をいただきたいと思います。すみません、ちょっとご協力をいただければという状況でございます。

【フロア】 ちょっと今の発言は許せないと思うんですけどもね。今日は、事業体制の変更と調査開始ということでお話を受けたんですけども、事業体制の変更については非

常に疑義があるし、実際に業務委託を解除したんで目に余ることがあったということであるのであれば、10月24日のとき石川さんもその中に参加していて、そういう目に余ることをどんな形で町民に対して反省して今後改めるかということになりますよね。

その点についてどうなのかというふうに質問したかったんですけども、それから延長して考えると、今回の説明会もF会から働きかけて開催していますよね。そちらではやる気がないですよね。それに、業務事業体制について説明をしながら同時に調査をするという中身を言うてくるのは、私はちょっと盗人猛々しいなと思ったんですよね。

既に方法書の内容は決まっていますよね。それに、町と道と経産省から言われて変えていますよね。これは方法書の内容を変更したことになるので、良心的にも見えるんだけど、方法書の内容を変更したら、当然、その内容変更を町民全体に知らせる手だてを取らなきゃいけないと思うんです、事業者側が。

それをしないで、どさくさの事業体制の変更にかこつけて、調査をやるということは何点か挙げて、非常に欠点だらけの調査計画だと思うんですけども。例えば、当別にとって欠かせない気象関係、風向、雪害、こういったことの調査が入っていませんよね。前回のままでやるのかどうかという問題もあるし、それから、低周波の対象を幾つか増やしていますけれども、例えば、高岡地区というのと建物の名前を書いているのとでは全然違うと思うんですよね。高岡のどこでやるのかということが問題になると思うんですよ。

その辺のことが全然明らかになっていないのは、やっぱりやり方としておかしいし、そういうことを全て、業務体制を変えたのであれば、それに従って反省をした上で、この点がまずかったからこうするという形でなければおかしいと思うんですよ。

それは全くなくて、次はこういう調査をして、何とかやりますというのであれば、当然、方法書のときに私たちが出した意見に対して一つ一つもう一回見直して、それに基づいた回答が皆さんに渡されるようであれば、おぞましい会社だなというふうに判断せざるを得ないなというふうに私は思います。

以上です。

【フロア】 建つ予定の上当別地区、弁華別地区、高岡地区の住民が参加していないこと自体がおかしいと思います。どうしてその住民が参加できないような会にしたんですか。もっと周知して、地元の人意見を聞くべきだと思います。それでないと、本当に地権者が、その土地を持っている人たちが承諾しているのか、理解しているのかが分からないと思います。

【事業者】 そうですね。分かりました。周知に関しましても、しっかり……。

【フロア】 年内にもう1回やってください。

【事業者】 その前に、まずはきちんとした調査結果をご提示したほうが早いと思いますので、しっかり内容を整理させていただきます。先ほどのご質問等に関しましては、しっかり別途ご回答させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

定時を超えていて大変恐縮なんですけれども、以上をもちまして、もしご質問等がござ

いますようであれば、連絡先及びメールアドレスを含めて開示させていただいておりますので、まとめていただくと非常にありがたいですが、きちんとご意見をいただけるようであれば、出していただければというふうに考えております。

いろんなご意見があろうかとは思いますが、この場の予約状況がありますので、大変恐縮ですけれども、引き続きご意見は承っているということと、我々としてもしっかりした調査結果をご提示するということはぶれていないお話なので、そこはきちんとご理解の上、今後とも引き続きよろしくお願いたします。

以上で、住民説明会は終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上

※オリエンタルコンサルタツの過去の指名停止に係る情報

把握可能な指名停止情報について以下に記載。いずれも設計に係る内容となっている。

発注者	指名停止開始日	指名停止解除日	指名停止理由
福井県勝山市	令和4年7月14日	令和4年8月13日	不正又は不誠実な行為
福井県	令和4年7月8日	令和4年8月7日	不正または不誠実な行為
東日本高速道路株式会社	令和3年10月21日	令和3年11月20日	関東支社発注の「首都圏中央連絡自動車道 小池高架橋橋梁設計検討業務」において、当該有資格者の過失による粗雑工事等として、電算入力値が不適切である事象が確認されたものである。
東日本高速道路株式会社	令和3年8月26日	令和3年9月25日	関東支社発注の「橋梁構造計画検討業務」において、当該有資格者の過失による粗雑工事等として、落橋防止装置のアンカーボルトの設計に設計曲げモーメントの算出方法が不適切である事象及びせん断力が考慮されていない事象が確認されたものである。
中国地方整備局	平成22年8月10日	平成22年9月9日	「鳥取西道路野坂川橋橋梁詳細業務」で橋梁の詳細設計において、座標計算をミスし、工事施工業者からの再三の確認でもミスに気づかず、結果的に、下部工の施工位置を間違った位置で施工したことによる。
東日本高速道路株式会社	平成28年9月27日	平成28年10月26日	過失による粗雑工事等
埼玉県	平成25年3月8日	平成25年5月7日	設計業務委託を過失により粗雑にしたと認められるため。
東日本高速道路株式会社	平成24年4月24日	平成24年5月23日	過失による粗雑工事等
国土交通省東北地方整備局	不明	不明	設計ミス